



JAバンク

埼玉ひびきの農業協同組合

=JA埼玉ひびきのをもっと知っていただくために=

2007
ディスクロージャー誌

プロフィール

(平成19年3月31日現在)

埼玉ひびきの農業協同組合 (JA埼玉ひびきの)

設立日	平成9年4月1日			
本店所在地	埼玉県本庄市若泉1丁目11番27号			
出資金	1,585百万円			
店舗等の状況 (平成18年〇月現在)	本・支店	7	営農経済センター	5
	農産物直売所	6	カントリーエレベーター	1
	ライスセンター	2	米保管用低温倉庫	3
	農産物集出荷所	5		
	自動車センター	1	農機センター	4

職員数 332名

・総資産	1,294億06百万円
・貸出金	152億29百万円
・貯金*1	1,187億54百万円
・純資産	70億09百万円
・経常利益	1億99百万円
・当期剰余金*2	89百万円
・自己資本比率(単体)	20.12%

*1 貯金とは、銀行等の預金に相当するものです。組合では利用者側に立った「貯える」という考えで使用しています。

*2 当期剰余金とは、銀行等の当期純利益に相当するものです。

※ 本誌に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

※ 本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成したディスクロージャー資料です。

目 次

	ページ
ごあいさつ	1
J A 綱領	2
経営方針	3
J A 埼玉ひびきのと地域社会	11
地域社会貢献活動	12
リスク管理/コンプライアンス/内部監査	13
トピックス	16
【資料編】	17
組合に関する状況	18
地区・組織図・役員・組合員数・職員数・組合員組織等 業務内容	21
J A ひびきのの事業・業務のご案内・系統図等	
J A 埼玉ひびきのの商品・サービス	24
業績・財務関係データ（単体）	
業績の概要	
主要な経営指標等の推移	
財務諸表・	
各種事業の状況	
自己資本比率の状況	
J A 埼玉ひびきのの沿革（あゆみ）	59
店舗等一覧	60
開示項目一覧	61

ごあいさつ

組合員の皆様及び地域の皆様には、平素より私どもJAをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

このたび、当JA埼玉ひびきのは第10期の決算を迎えました。本ディスクロージャー誌では、平成18年度の当JAの業績、経営課題への取組みや経営方針などをご紹介します。

さて、農業、農村を取り巻く環境は組合員の高齢化により組織基盤の弱体化が進み、JAの基盤である組合員のニーズが多様化・複雑化・高度化し、JAは本来の専門的・機能的に展開することが求められている。一方、農業面では食料、農業、農村基本計画により、麦・大豆等の水田農業については認定農業者や集落営農や法人化等を対象とした、品目横断的経営安定対策の導入などにより、地域営農機能の役割が重要になってきました。

こうした中、平成18年11月にJA埼玉県大会が開催され食と農を結ぶ豊かな地域社会をめざして「信頼」「貢献」「改革」の基本姿勢に立ち「地域に根ざした協同組合運動の実践」に関する決議を行いました。

また、2月26日には新たに支店がオープンし20支店から6支店となり、更に相談機能を充実し地域の金融機関として皆様の期待に応えて行きたい。

当JAにおいては販売部門では小麦を中心とした「ひびきの農産株式会社」が発足し会員483人の設立がなされ、青果物等においては暖秋暖冬で価格は低迷し販売高は78億5千万円（前年比95.4%）となったが、直売所は地産地消を合言葉に8億6千万円（前年比105%）となりました。

購買品供給高も肥料・農薬部門はやや前年比落ちたが催事・農機・燃料が伸び40億4千万円（前年比99%）となった。

信用事業においては貸出金が住宅ローンを中心に22億円伸び残高は152億円（前年比116%）となりましたが、貯金についてはやや前年並みで推移している。

共済事業は組合員や地域住民への総合保障の確立を目指して、人・家・車を中心に事業展開をしてきたが、世代交代や高齢化などにより保有高については5,458億円と前年度を下回る結果となりました。教育文化活動では家の光の普及活動の積極的展開により特別賞を受賞し、更に全国農協中央会から優良農協として受賞を致しました。これも一重に組合員のご理解とご協力の賜物と感謝致します。

以上の結果、支店再編に伴う改築費や解体工事、固定資産の処分損等が発生したが、当期剰余金89百万円の成果を上げることができました。

今後は新たな支店、営農経済センター等を中心に組合員の負託に応えられるよう、役職員一丸となって、質の高いサービスを提供する協同組合を創り上げてまいりますので、今後とも一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

代表理事組合長 鯨井武明

J A 綱領

1 . J A 綱 領

J A 綱領とは、J A グループが活動を展開するにあたり、J A グループの価値観であり、基本的姿勢を示したものです。私ども J A 埼玉ひびきののは、次に記す「J A 綱領」を最も根本となる理念と位置づけ、遵守しております。

J A 綱領 —わたしたち J A のめざすもの—

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織として社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがい追求しよう。

2 . J A 綱 領 の 解 説

J A 綱領は、J A の組合員、役職員が次の5つの対象に対して社会的役割・使命を果たすことを宣言したものです。1番目が消費者に対して、2番目が地域住民に対して、3番目が事業の利用者に対して、4番目が出資者に対して、5番目が協同活動の担い手に対して、となっています。

- ① 農業協同組合として農業を振興して、新鮮で安全な食糧（「食」）を安定供給する機能と自然環境（「緑と水」）が有する公益的な機能を守り、「消費者」と国民の期待に添えていくこと。
- ② 緑豊かな地域循環型の環境づくり、地域の伝統文化や食文化の堅持とともに新しい地域文化の創造、農とのふれあい等を通じて、「地域住民」の生活を支援していくこと。
- ③ J A の「事業・活動への参加者（利用者）」の結集（「連帯」）と、他の J A、連合会や協同組合との「連帯」を力にして、適正な価格による質の高い商品とサービス（「協同の成果」）を実現し、人のふれあいを添えて「事業・活動への参加者（利用者）」に提供していくこと。
- ④ 「出資者」が管理する「自主・自立」の組織として、自己責任経営のもとで「出資者」やその代表によりの確に管理監督できる「民主主義」が有効に機能する情報開示（信用の確保）、安定した財務構造の確立、企業家精神を鼓舞した積極的な挑戦（「健全な経営」）を実践することで、役職員・経営方針・施策などの「信頼」を高めていくこと。
- ⑤ ①から④までに掲げた価値観（「協同の理念」）に賛同（堅持）する組合員、役職員、地域住民の仲間と共に、広く情報を収集し、共に学び、J A の活動に積極的に参加することを通じて、一人ひとりの自己実現の欲求を充足し、「生きがい」や働きがいを将来に向かって追及すること。

経営方針

1. 基本方針

平成19年度はJA埼玉県大会の決議を受けての中期3カ年計画のスタート年度あり、前回大会から継続した「信頼」「貢献」「改革」を基本姿勢として「消費者に信頼される農産物の提供」「豊かな地域づくりに貢献する協同活動の展開」「組合員の負託に応えるJA改革の実践」を柱に地域に根ざした協同組合運動の実践に取り組むことを決議し、その実践に引き続き取組み組合員・地域住民の要望や期待に応えられるよう事業展開を図って行きます。

1. 多様な担い手による地域農業振興と消費者に信頼される農産物の提供

- 生産、流通段階の「安全・安心」の取組みと自給率の向上や生産工程管理記帳運動の実践と法令等遵守と食のリスク管理の徹底を図り直売所等における「地産地消」の取組みを強化し、消費者とのコミュニケーションを図る。
- 地域農業戦略の策定、見直し実践支援と地域水田農業ビジョンに基づく生産調整方針の策定実践支援と営農、販売企画力の充実に向けた機能体制強化

2. 安心して暮らせる豊かな地域社会の実現と地域貢献

- 安心で豊かなくらしづくりをめざして、防災・防犯活動、環境美化活動等、地域活動に積極的な取組
- 高齢者福祉活動の取組みや介護保険事業・生活支援事業の確立・推進や組合員の健康管理活動の展開
- 食と農を軸とした地域の活性化と次世代の子供たちを含めた、地域住民との交流を深め、地産地消運動として「食農教育」に取り組む

3. JAの組織整備と経営改革

- 自己責任経営の確立と部門別実務精通役員の機能強化を図る
- 経営の透明性や健全性確保とコンプライアンス重視と不祥事防止対策の確立
- 事業所、施設の現状分析、課題検討への研究による店舗機能強化を図る
- 各支店の事業機能強化及び組合員・利用者サービスの向上を考え、生活相談員の渉外活動の充実を図る
- 効率的かつ安定的な農業経営を目指し、品目横断的経営安定対策に対応するため、昨年立ち上げた麦作法人を支援し、安定した食料の供給と地域農業の経営体質強化を図る。

2. 事業方針

1. 信用事業

(1) 事業方針

J Aを取り巻く環境は、メガバンク等の他金融機関が個人向け金融サービスを一層強化していることに加え、郵政民営化が実現するなど金融機関の競争は従来に増して激化していくことになる。

J Aがこうした環境変化に的確に対応していくためには、経営の健全性確保に引き続き取り組むとともに、核となる組合員・利用者基盤の拡充、個人金融市場における競争戦略の展開を通じ、事業・収支を安定・強化し続け、金融機関としての経営管理体制の高度化を実現していかなければならない。

こうした状況の下で、平成19年度は、J Aバンク埼玉中期戦略（平成19～21年度）の初年度であり、以下の実践事項を展開することとする。

(2) 事業実施方策

1. 核となる顧客基盤の拡充

- ① 大口利用者への相談機能強化に向けて、相続・相談機能の充実・強化を図る。
- ② 組合員への金融対応として、定期訪問により組合員ニーズの把握と相談・融資機能の強化を図る。
- ③ 担い手金融リーダーを軸とした体制運営の強化
- ④ 顧客満足度向上運動の実施

2. リテール市場における競争戦略の展開

- ① J Aバンクローンの伸長に向けて、ローン推進キャンペーンの展開、ローン営業力の充実・強化を図る。
- ② 住宅ローン休日相談会の実施
- ③ 住宅ローン提携業者との連携と営業の強化
- ④ 預かり資産の拡大に向けて、キャンペーンの展開等により個人貯金の安定的確保を図るとともに、国債窓販業務への取り組み強化、団塊世代の囲い込みを図る。
- ⑤ 年金受給口座拡大に向けて、年金休日相談会・年金宅配サービスの実施。
- ⑥ キャンペーン等を活用した新J Aカード会員の獲得

3. 経営管理体制の高度化

- ① リスク管理体制の強化
- ② J Aバンク基本方針の遵守を徹底し、J Aバンクシステムの適正な運営に取り組む。
- ③ 業務の高度化に対応するため、計画的な人材育成に取り組む。

2. 共 済 事 業

(1) 事 業 方 針

J A 共済を取り巻く環境は、経済環境の好転の兆しがあるものの、少子高齢化・農業従事者の減少等の影響、郵政民営化・銀行窓販全面解禁によるさらなる競争激化など、引き続き厳しい推進環境が予想されるとともに、訪問世帯の偏り、建更シフト等による推進力低下、フォロー不足による満足度低下等の問題を抱えている。

こうした中で、万一保障の提供に加え、これまで以上に医療・こども共済の積極的な取り組みを図る。自動車共済においては、組合員・利用者世帯に対する保障提供が不十分であることから、J A 共済加入世帯への自動車共済の浸透および「最高水準の保障提供」に取り組む。

また、平成19年度から、主要施策として「3Q訪問プロジェクト（全戸訪問活動）」に取り組み、全ての組合員・利用者に対し共済情報の提供、保障点検、請求忘れ確認等を通じた推進活動の活性化を図るとともに、コミュニケーションの強化による満足度の向上、訪問活動を通じた世帯内未加入者の解消・全利用促進、次世代・ニューパートナー対策に取り組むこととする。

(2) 事業実施方策

- ① 生命共済（万一保障・生存保障）の取組強化による「ひと」保障の充実を図る。
- ② 生・簡保との競合のため医療共済を主力商品として位置づけ終身医療の保障拡充を図る。
- ③ 3Q訪問プロジェクトの実施により、普及基盤の拡大を図る。
- ④ 自動車共済の取組強化による普及拡大を図る。

☆ 平成19年度長期共済新規加入者を対象に、「農業協同組合の共済契約者奨励基準」に基づき、組合員の営農及び生活に必要な物品等の供与を実施します。

3. 指 導 事 業

(1) 事業方針

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・遊休農地の増加・担い手不足等大きな課題を抱えております。国際的には、W T O（世界貿易機関）やF T A（自由貿易協定）・E P A（経済連携協定）交渉における国家間での利害関係など厳しさが増しており、農業問題は、依然厳しい交渉になると予想されます。また、国は、「食糧・農業・農村基本計画」に基づき、品目横断的経営安定対策を制定し、競争力の高い農業を育成するため、これまでの個別品目ごとの価格支持政策から、農業生産の中心となる担い手に対して所得を直接補償する政策へと転換しつつあります。農業生産構造の変化や輸入農産物の増大等、農産物の流通に関する情勢が急激に変化

しているなかで、16年度から取り組んでまいりました経済事業改革を引き続き進めてまいります。担い手対応や販売事業改革など新たな課題への対応を踏まえ、継続して改革を実践してまいります。

米政策改革で地域農業水田ビジョンの作成を行い実践してまいりましたが、内容の検討を行い更なる充実を図るとともに品種誘導とあわせ種子更新率を向上し、JA米の取り扱い拡大を図り、減農薬・減化学肥料栽培米についても作付け拡大を図ってまいります。麦の品質によるランク別の買入れ価格が導入されたことに伴い、管内全体の栽培技術の向上に取り組むとともに売れる麦づくり・Aランク麦の生産を目指します。また、品目横断的経営安定対策に対応した、認定農業者・生産法人を支援してまいります。

物流改革として取り組んだ県域物流の更なる効率化の検討を行い、営農経済渉外を充実させ、安全・安心な農産物生産のため菜色美人の拡大、生産工程管理・記帳運動の精度向上を行うと共に農家巡回等を行い、農家に見える営農指導を実践してまいります。

生活関連では、安心して豊かな暮らしづくりを実践するため、女性部活動と連携し管内生産物を利用した加工事業を支援してまいります。

(2) 事業実施方策

- ① 減農薬・減化学肥料栽培による菜色美人の普及拡大を実施する。
- ② 特別栽培米（減農薬・減化学肥料栽培）の技術確立と普及拡大、良食味米の技術確立を実施する。
- ③ 農産物直売所と連携した地産地消の確立を行う。
- ④ 営農経済渉外による組合員訪問活動の充実を図る。
- ⑤ 農産物自主検査体制の充実強化を図る。
- ⑥ 高齢者福祉活動の取り組みを図り、健康相談会・ミニディサービスの開催をすすめる。
- ⑦ 農作業事故防止の啓発と労災保険加入農家の充実を図る。
- ⑧ 無料職業紹介所の機能充実を図り、雇用労働力の確保を図る。
- ⑨ 農地の有効活用を図るため、規模拡大等の意欲ある農家への斡旋を図る。
- ⑩ 外国人研修生の受入の継続・拡大を図る。

4. 購買事業

(1) 事業方針

わが国の農業構造は、経済の国際化、規制緩和、構造改革等に伴って大きく変化しています。そうした中、国は生産法人等大規模経営体を中心とする担い手政策を集中・重点化することにより、国際的にも競争力ある農業を目指しています。

このような環境の中、今回のJA大会で決議された経済事業改革の取り組みの徹底をはかりながら、地域における担い手の支援と対応の強化を図ります。

又、組合員・消費者の期待に応えられるJA経済事業の確立と拠点型事業については、引き続きマスタープランにもとづく部門収支の改善をはかります。

(2) 事業実施方策

- ① 広域物流を強化し、組合員に対するサービスの向上と重点銘柄低コスト資材の積極的な推進を進めていきます。
- ② 営農経済渉外の充実をはかるとともに、担い手農家に対し「担い手に出向く事業体制」の確立を進めてまいります。
- ③ 食材宅配事業及び精米事業を中心に協同購入への拡大を図ります。
- ④ 農家ふれあい訪問や農機展示会を充実し、利用者拡大に努めます。
- ⑤ 燃料事業は、利用者への安心・安全をモットーに満足度の高いサービスを提供します。
- ⑥ 葬儀件数の取扱い拡大をはかるとともに、信頼、安心、満足される葬祭事業を進めてまいります。

5. 販売事業

(1) 事業方針

WTO農業交渉は、平成18年4月末に設定されていた農業と非農産品アクセスのモダリティ確立が見送られ、当面の交渉スケジュールや新たな交渉期限等を明確に設定しないまま延期されることとなりました。今回のWTO交渉の中断を受けて、わが国においてもFTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）交渉が加速的に拡大していく可能性も高く、今後の動向を注視していかなければなりません。このような状況の中、国際社会からの輸入圧力は、日ごとに激しさを増してきており、これらに対抗するため安全・安心なJAブランド農産物を提供し、消費者との共生を図ることが求められます。

そのため、米麦等主穀並びに生鮮野菜及び生乳生産の生産工程管理・記帳運動を尚一層強化し、JAブランドの情報や生産履歴に関する情報を提供するツールの整備に取り組み、消費者に信頼される農畜産物を提供いたします。

また、残留農薬のポジティブリスト制導入に伴う生産者への啓発と生産履歴記帳運動支援を行います。

米の生産目標数量は管内全体で6,698tで133t拡大されました。生産目標数量の更なる拡大を図るには、売れる良食味米の生産が強く求められますので、食味値の向上のための生産技術の向上に取り組みます。

小麦については、品質ランク別の価格体制に伴い、栽培管理技術の向上を目指し、栽培講習会を行いAランク小麦の生産販売を行います。また、品目横断的経営安定対策に対応した認定農業者・生産法人を支援してまいります。

青果物については、菜色美人ブランドの拡大を図り、契約栽培の導入や販売先と連携した袋詰め等の付加価値のついた販売を強化し、有利販売を実践してまいります。

地産地消の普及拡大のため、直売所を通じて高鮮度・適正価格の地場産農産物を提供してまいりますと共に、レジ機能を活用し、売り上げ情報の提供を行い、出荷促進を主導してまいります。

(2) 事業実施方策

- ① 生産工程管理・記帳運動を通じ安全・安心な農畜産物を供給する。
- ② ひびきの南部選果機施設を核とした販売体制の確立と、菜色美人及びエコファーマーをブランドとして有利販売を行う。
- ③ 農産物直売所を通じ地産地消システムを確立するため、新鮮で安全・安心な生産者の顔の見える農産物を地域消費者に販売する。
- ④ 米麦の自主検査体制の整備と検査方法の確立・技術の充実を図る。
- ⑤ 多様なニーズに対応するため直売所を通じ特別栽培米（減農薬・減化学肥料栽培）を販売する。農産物の輸出について試験的に継続して東南アジアへの販路拡大を目指す。

6-1. 宅地等供給事業

(1) 事業方針

JAを取り巻く環境は、組合員の高齢化、後継者不足などが進行し、特に市街化区域の農地等を所有する組合員が避けて通れない課題として「営農をどうするか」・「土地等の資産活用をどうするか」・「各種の税金負担にどう対応するか」・「将来の相続問題にどう備えるか」などが挙げられます。

特に本庄早稲田駅周辺の区画整理等、早急な対応が求められる地域もあり、よりの確な情報を組合員に提供し安心した将来設計を支援する必要があります。

また、組合員等の住環境を確保するための高品質な住宅建設や安心できるリフォームの提供も必要であります。

このような課題に対して、組合員に気軽に安心できるJAならではの相談活動を関係機関と連携し確かな提案をすることが重要であり、これに積極的に取り組む事業を展開してまいります。

(2) 事業実施方策

- ① 組合員が自己管理しているアパート・駐車場等を受託管理することにより、組合員の資産運用の効率化を図る。
- ② 市街化区域農地等を所有する組合員に対しその農地等の立地条件・将来性等を慎重に調査し、各種の有効利用を提案する。
- ③ JAの住宅ローンを活用した分家住宅の供給や住宅リフォーム事業の展開を図ります。
- ④ 不動産所得を中心とした税務相談や相続相談活動を資産管理研究会や専門家と連携し充実させる。
- ⑤ JAの資産管理事業・住宅事業等の広報活動を機関誌などを利用して積極的に実施する。
- ⑥ 本庄早稲田駅周辺区画整理事業に積極的に参加する。

3. 経営管理方針

1. 経営管理計画

(1) 経営管理の重点事項

わが国の農業は、輸入農産物の増大、農産物価格の低迷、担い手不足、WTO農業交渉・EPA農業交渉等による関税の見直し、農業・農村市場に参入する企業との競争激化など、戦後農政の一大転換期を迎えつつあります。

こうしたなか、組合員皆様のご理解により平成19年2月支店再編成が完了。おかげさまで、支店・営農経済センターは、事業機能強化に向けた体制がようやく整いました。

今後、事務機能の集中による効率化、各種相談活動の充実、金融防犯体制の充実、内部牽制機能の強化、渉外体制の充実を図ることにより、組合員・利用者の信頼、ニーズに即応できる体制を構築し、コンプライアンス体制の更なる確立を図り不祥事等の未然防止に向けた取り組みを強化し、これまで以上に経営改善・収支構造の改革・次世代対策を進め、健全で安定した強靱な経営に取り組んでまいります。

廃止支店等の遊休資産の利活用においては、組合員皆様のご意見・ご要望を参考に検討のうえ、将来を見据えた計画を樹立し実行してまいります。

また、健全経営維持のため、厳正な自己査定の実行とリスク管理債権の圧縮や内部留保の充実に努め、財務の健全に向け、不良債権の洗い出し及び回収・債権保全に全力を尽くし経営の健全性を高め、これからも組合員・地域社会に信頼され続けるJAを目指します。

(2) 組合員及び役職員の教育訓練の基本方針

組合員との情報共有が重要と捉え「ひびきの広報誌」「日本農業新聞」「家の光」等を媒体としたJA情報や営農経済センターを媒体とした農業生産・販売等の情報提供を強化してまいります。

役員は、理事・監事として果たすべき役割・責務の認識や経営に必要なマネジメント能力及びリーダーシップ等の知識習得のための研修に参加します。また、職員は組合員の期待にこたえる人材の育成を基本に据え、組合員・利用者のお役に立てる職員の育成と相談活動の充実に重点を置いた教育活動を実践いたします。

専門知識の習得を充実させるため、知識・技能取得のための研修会、職能別による研修会等への参加やOJT（職場内教育）を積極的に活用し能力開発に努めてまいります。

JA埼玉ひびきのと地域社会

JA埼玉ひびきのは、本庄市、上里町、美里町、神川町を区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

JA埼玉ひびきのでは、皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉として、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

JA埼玉ひびきのは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

JA埼玉ひびきのは、組合員の皆さまや地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせて頂いています。	組合員の皆さま・地域のお客さま うち組合員数 16,398人	※JAにおける「組合員」とは？ 地区内にお住まいや勤務の方は組合員になる資格があります。また、組合員以外のお客さまへも一定の範囲内でJAのサービスをご利用頂けますので、お気軽にお声掛けください。
--	--	--

地域からの資金調達の状況

当JAでは、お客さまのニーズに対応するため、懸賞金付定期貯金や公的年金お受取りの方を対象とした優遇金利定期貯金など特徴ある商品をご用意していますが、今後も新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

貯金・積金残高
118,754 百万円



地域への資金供給の状況 (貸出金に関する事項)

お客さまからお預かりした大切な貯金積金を、資金を必要とされている組合員、地域にお住まいの方や事業者の方へ資金を適正に供給し、農業や地域経済の活性化に寄与しています。

貸出金残高	15,229	百万円
(単位:百万円)		
組合員	10,448	
地公体等	2,485	
その他	2,296	

※制度融資の実績
 農業近代化資金 8億円
 ※農業支援融資商品
 営農支援資金/ 農業資金etc.
 ※個人向けローン、事業者向け融資についても各種ご用意しています。

文化的・社会的貢献に関する事項 (地域との繋がり)

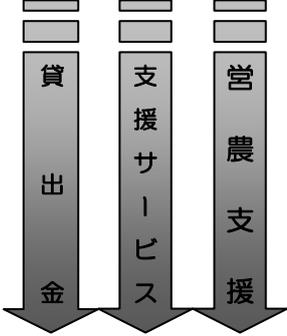
(1) 「地域との共生」を基本理念に小さな活動から合言葉に、福祉、スポーツや地域活動等の活動を通じて文化的・社会的貢献活動を展開しています。
 ※詳細は、「トピックス・地域社会貢献活動」に掲載していますのでご覧ください。

(2) 利用者ネットワークとして、各種友の会や部会を設置し、さまざまな活動を展開しています。
 ※詳細は、「トピックス・地域社会貢献活動」に掲載していますのでご覧ください。

(3) JAだより等の広報誌やホームページを通じて情報提供やご意見を承っておりますのでご利用ください。
<http://www.ja-hibikino.jp/>

JA埼玉ひびきの

常勤役職員	338	名
店舗数	7	店
ATM設置台数	13	台
営農経済センター	6	店
ガリックスアウト	2	店



貸出金以外の運用に関する事項

安全性と流動性を重視した安定収益のためJA県信連預金や国債等の有価証券で運用しています。

JA県信連等預金残高	95,185	百万円
有価証券残高	11,188	百万円

組合員の皆さま・地域のお客さま

※計数は、平成19年3月末現在です。なお、記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
 ※記載内容、商品についてご質問がございましたら、お気軽にお声掛けください。

地域社会貢献活動

社会的責任や社会的貢献に対する考え方

当JA埼玉ひびきのは、貯金や融資等の信用事業から共済事業、購買事業、販売事業、指導事業や宅地事業など、各種事業の展開を通じて、組合員の皆様への奉仕はもとより、地域の皆様に様々な事業機能やサービスを提供することにより、農業や地域経済社会の健全な発展に寄与することで社会的・公共的使命を果たしてまいります。

また、当JAは、地域社会の一員としての責任を自覚し、地域の各種行事や催事等への参画やJAの社会・文化的活動をとおして、少しでも地域社会の発展や活性化のお役に立ちたいと思っています。

今後とも協同組合運動の理念である「一人は万人のために、万人は一人のために」を念頭におき、より良き地域社会人として、組合員の皆様をはじめ地域社会の皆様と一緒に歩んでいきたいと思っています。

1. 各店舗等での地域社会に対する貢献活動（ボランティア、チャリティーetc）
2. 児童等の体験教室
3. 無料法律、税務、年金相談活動
4. 地域活動との協賛
5. 使用済み切手、使用済みプリカの収集・寄付
6. (財)農協福祉事業団を通じての活動
7. 美化、自然保護活動
8. サークル、部会活動（青年部、女性部、年金友の会、共済友の会etc）など

農業の担い手育成に向けた取組み

当JA埼玉ひびきのは、「新たな食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）を踏まえ、将来の農業の持続的発展に向けて、農業担い手育成に、積極的に取り組んでいます。

また、農業担い手を金融面から支援するため、「担い手金融リーダー」の設置等、担い手金融機能強化に取り組めます。

1. リスク管理の基本的な考え方

経済・金融の各種商品やシステムの複雑化と高度化が一段と進展し、IT技術の進歩が社会に大きな変革をもたらすようになった今日、JAを取り巻く経営環境は急速に変化しています。また、規制緩和の進展により、業態を超えた提携や異業種からの金融業務参入など、競争がますます厳しさを増しています。そのため、JAが抱えるリスクはかつてないほど大きく幅広いものとなっています。

JAが抱えるリスクには、信用リスクや市場リスクのように経営環境によるリスクと、事務リスクや情報資産リスクなどのように業務活動に伴い必然的に発生するリスクとがあります。JAは、とるべきリスクと回避すべきリスクとを的確に見極めて、安定的な経営を確保する必要があります。

当JA埼玉ひびきでは、JAバンクの基本方針に基づく「モニタリング」の実施や「各種のガイドライン」等を定めて内部統制を強化しています。

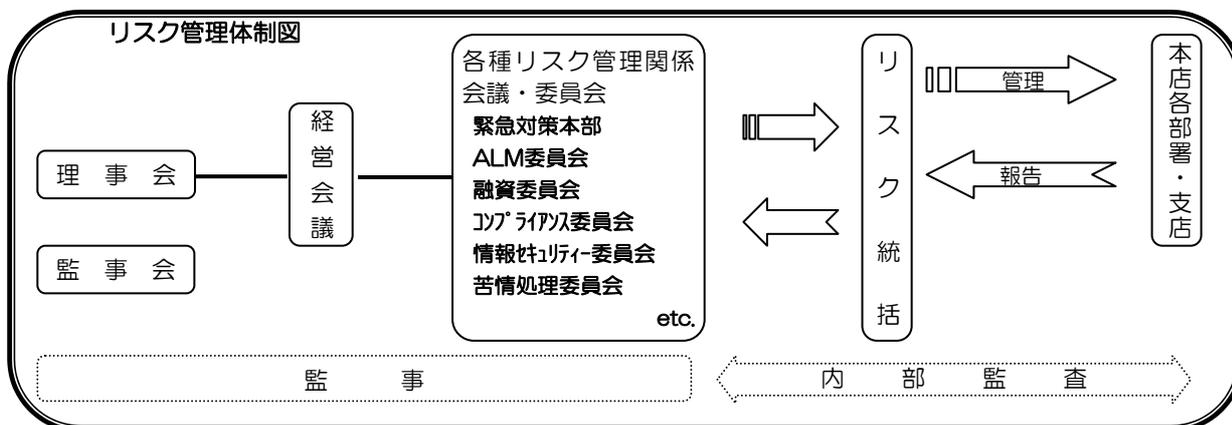
また、これらのリスクを総合的に管理、コントロールすべく、経営層をメンバーにした各種の委員会・会議等で組織横断的な協議ができるリスク管理体制としています。

このように、当JAをご利用する皆様が安心してお付き合いいただけるJAをめざして日々リスク管理態勢の向上に努めております。

リスク管理体制

当JA埼玉ひびきでは、各種委員会・会議等でリスクの状況を検証するとともに、リスク管理・運営に関する方針を審議し、理事会で決定しています。

また、信用リスク管理の充実を図るための総合審査室を設置するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、オペレーショナルリスクへの対応強化を図っております。



● 信用リスク管理（信用リスク：与信取引先の財務状況悪化等により損失を被るリスク）

当JAでは、資産の健全性を維持・向上させ、組合員・地域の皆様方に積極的な事業運営をしていくことを最重要課題としています。規程に基づく自己査定制度を根幹に、融資（推進）と審査とを分離した個別案件の審査・与信管理により牽制が働く体制としています。また、貸出資産全体からのポートフォリオ管理を行い、信用リスクが集中しないよう適切な管理を行っています。さらに、経営陣を含めた信用委員会を開催して重要案件を審議しています。

この審査体制を支える人材の育成については、融資・審査業務の専門家の育成とともに、各役職務に応じた実践的な教育研修プログラムを実施し、体制の強化に努めています。

● 市場リスク管理（市場リスク：金利、株価等の変動により損失を被るリスク）

当JAでは、このリスクに対しては、運用方針と資金バランスの適切な把握が最も重要であると考えています。よって、運用は、安全性と流動性を重視し、金利変動のヘッジ及び安定収益を確保するための資金ポートフォリオの構築という基本方針や取引極度を経営陣により決定し、定期的報告を実施するとともに、経営陣を含めたALM委員会や運用会議等では、運用・調達構造の点検をして財務内容の安定に努めています。

また、運用においては、取引執行部門と事務・オペレーション部門とを分離し、牽制が効果的に働く体制を構築しています。

● オペレーショナルリスク管理

（オペレーショナルリスク：内部管理上の問題や外部要因により損失が発生するリスク）

当JA埼玉ひびきでは、オペレーショナルリスクを、流動性リスク、事務リスク、情報資産リスク、人事労務・不正に係るリスク、法務・コンプライアンスリスクに係るリスク、災害に伴うリスク、評判リスクなどを含む幅広いリスクであるとともに、このリスク管理がお取引いただく皆様との日々の信頼関係を築く上で最も基本となるものと考えております。

当JA埼玉ひびきでは、このリスクを適切に認識・コントロールする体制の整備・充実に積極的に取り組んでおります。

○ 流動性リスク管理：流動性リスクとは、財務内容の悪化などにより資金繰りがつかなくなるリスクです。当JAでは、資金調達の構成や資金の流動性をALM委員会で点検し、適正な資金流動性を確保しています。また、系統JAグループ全体で対応する体制も整えています。

○ 事務リスク管理：事務リスクとは、役職員の謝った事務処理や不正などにより損失を被るリスクです。当JAでは、貯金、為替、貸出などの金融業務に加え、共済業務や経済業務まで多種多様な業務について、手続・権限の厳格化、機械化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、事務事故のデータベース化、内部監査、事務指導の充実を図り事務リスクの削減に努めています。

発生した事務事故などは、当JA埼玉ひびきの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

○ 情報資産リスク管理：情報資産リスクとは、システム障害や情報漏洩などにより損失を被るリスクです。当JAでは、系統JAグループの全国システムにいち早く移行するとともに、重要なシステム導入に当たっては経営陣を含む特別委員会を設置するなどしてテスト経過などを慎重に検討しています。万一システム障害が発生した場合の影響を極小化するため、インフラの2重化や障害時対応訓練等の実施など必要な対策を講じています。

取引先の情報や個人情報については、情報保護のため、システムへの不正侵入の防止策を講じるとともに、情報の機密性に応じた管理を行っています。

発生したシステム障害や情報漏洩などは、当JA埼玉ひびきの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

2. コンプライアンス（法令等遵守）態勢

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈され、JAが日常業務を遂行する上で関わってくる数多くの法令・規則等を遵守することはもちろんのこと社会的規範を全うし正しく行動することです。

地域金融機関であり、農業者・組合員の相互扶助組織であるJAは、農業、地域経済・社会の健全な発展に寄与する使命を持っていることから、より高い公共性と社会的責任が求められています。

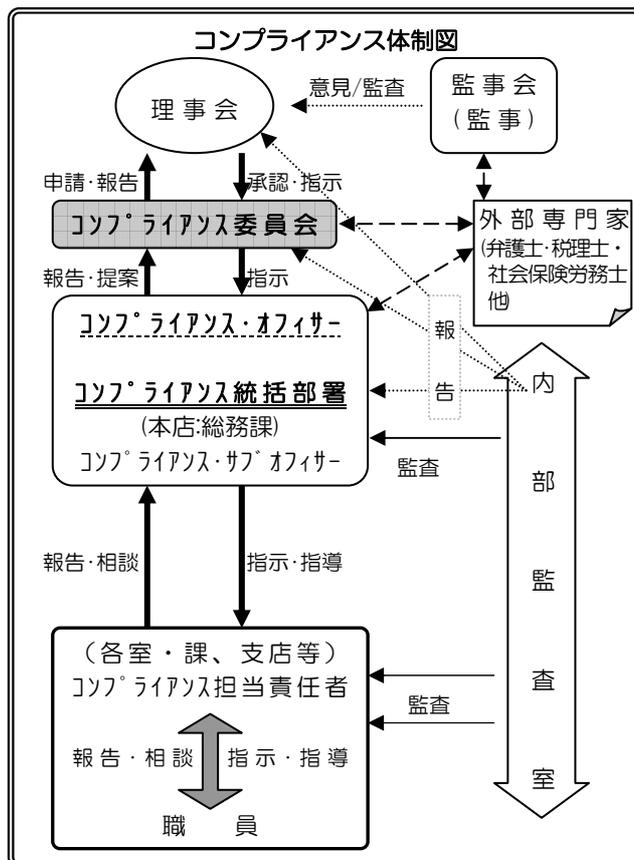
当JA埼玉ひびきのでは、代表理事組合長以下役員全員が日々の業務活動の中で「コンプライアンス」を着実に実践していくことが、組合員や地域社会から「信頼」される基本であると考え、経営の最重要課題と位置づけ取り組んでいます。

コンプライアンス体制と運営

当JA埼玉ひびきのでは、コンプライアンス統括部署を総務課として、経営陣を含むコンプライアンス

委員会を設置するとともに、すべての室・課、支店等にコンプライアンス担当責任者を設置し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況のモニタリングや自店検査等を行っています。

年度ごとにコンプライアンス委員会で策定した「コンプライアンス・プログラム」を理事会で決定し、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。また、コンプライアンスの組織風土を役員一人ひとりに浸透させることが重要であることから、コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全職員にこれを周知させるよう各種会議や研修会等の機会を利用して指導しています。さらに、経営者自らも率先垂範してこの実践と指導に当たっています。



3. 内部監査

内部監査は、経営目的を達成するための内部管理体制の適切性や有効性を、業務部門から独立した部門が検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を行うプロセスです。

当JA埼玉ひびきのでは、法令等を遵守し、適切なリスク管理体制を整備するうえで、内部監査機能の整備が必要不可欠との認識のもと、内部監査室を設置し、リスクの種類・程度の応じた監査計画に基づき、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めています。

トピックス

JA直売所 花・植木・野菜まつり開催

本庄あおぞら館は5月6・7日の二日間、神川グリーンピアは4月22日から5月7日までの16日間、花・植木・野菜まつりが行われ、大勢の人で賑わいました。

店頭に並べられた山野草、初夏の花アジサイや観葉植物、ガーデニング用の愛らしい花が好評でした。特に神川は県内有数の植木の産地。直売所隣接の展示即売場では、特設の大庭園ができ、新緑の木々に赤、黄、白のツツジが咲き乱れるなか、散策する親子連れや常連客が大きな植木を買い求める姿が見られました。各直売所では地元産の新鮮野菜、旬のタケノコなどが大人気でした。まつり期間中、来場者に粗品のプレゼントがありました。

連合女性部総会

JA埼玉ひびきの連合女性部は5月17日、神川支店会議室において平成17年度通常総会を開催しました。今年度の議案が上程され、各議案とも慎重に審議され可決承認されました。平成18年度計画では、「男女共同参画促進」「地産地消運動の促進」「組織の活性化」を重点活動事項に置き食生活見直し研修会、食生活見直し研究会、キムチ、味噌などの加工食品作り、他JA女性部との交流会、当JA常勤との意見交換会などが予定されております。

また、今年度は全国女性協の「JA女性 かわろう かえよう 宣言」の最終年度となるため、仲間を増やし、年代・目的・ニーズに応じた活動の実践をすることを再確認しました。総会終了後、神川町営グラウンドでグラウンド・ゴルフを楽しみました。

海外で埼玉県産フェア開催

平成18年12月8日～17日の10日間、シンガポール、マレーシアの伊勢丹常設店舗で「埼玉県産フェア」を開催した。現地では、当JA管内の野菜9品目（大和芋・ねぎ・きゅうり・みず菜・ほうれん草・春菊・レタス・トマト・しいたけ）、県産加工品7品目（醤油・こんにゃく・しらたき等）のPRや試食販売、アンケート調査を行った。海外では輸送費がかかり、国内価格と比べ2～5倍の高値となるため、富裕層をメインに販売した。この催しは、埼玉県産農産物ブランド化推進事業の一環として、未開拓の海外での新たな販路拡大を目指し実施した。

支店再編がスタート

平成19年2月26日、組合員・地域の皆様のお陰をもちまして支店再編成により、6支店として新生「JA埼玉ひびきの」が順調にスタート致しました。再編後の支店は出向く姿勢での涉外体制の実践、相談業務の充実を重点に組合員はもちろん地域の利用者に信頼され続けるJAを目指し、次世代にも視野を向けた対策を進めてまいります。

平成18年度全国優良農協として表彰

3月8日、東京都千代田区の東京會館にて、平成18年度優良農業協同組合として表彰されました。この表彰は、毎年全国農業協同組合中央会の厳しい農業協同組合表彰規定に基づいて行われるもので、全国832農協のうち、成績優良な6組合に贈られるものです。今回、当JAが表彰の対象となった活動分野としては、安全・安心な農産物の提供と地域農業の復興への取組や組合員の負託に応える経済事業改革への取組、また、経営の健全化・高度化への取組等、これらの成果が高く評価されました。この優良表彰は、昭和27年度に設けられ、埼玉県では当JAが6農協目の受賞となりました。

【資料編】

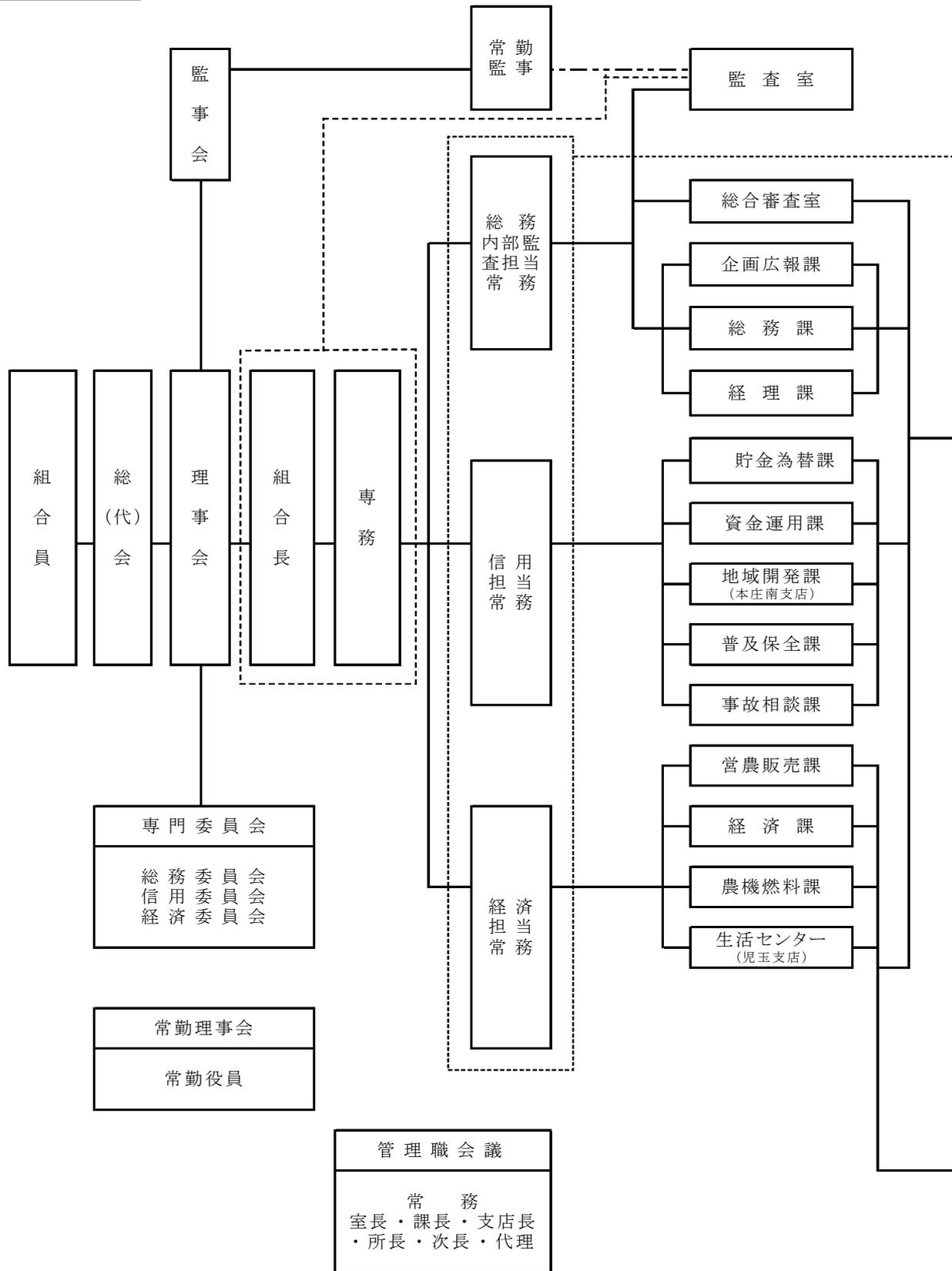
	ページ
組合に関する状況	18
地区・組織図・役員・組合員数・職員数	18
組合員組織	20
業務内容	21
JA埼玉ひびきのの事業・業務のご案内	21
JA埼玉ひびきのの商品・サービス	24
業績・財務関係の状況	29
業績の概要	29
主要な経営指標等の推移	30
財務諸表	31
貸借対照表	31
損益計算書	32
注記表等	33
剰余金処分計算書	38
信用事業の状況	40
リスク管理債権及び金融再生法開示債権	44
共済事業の状況	47
その他事業の状況	48
自己資本比率	49
利益率	58

組合に関する状況

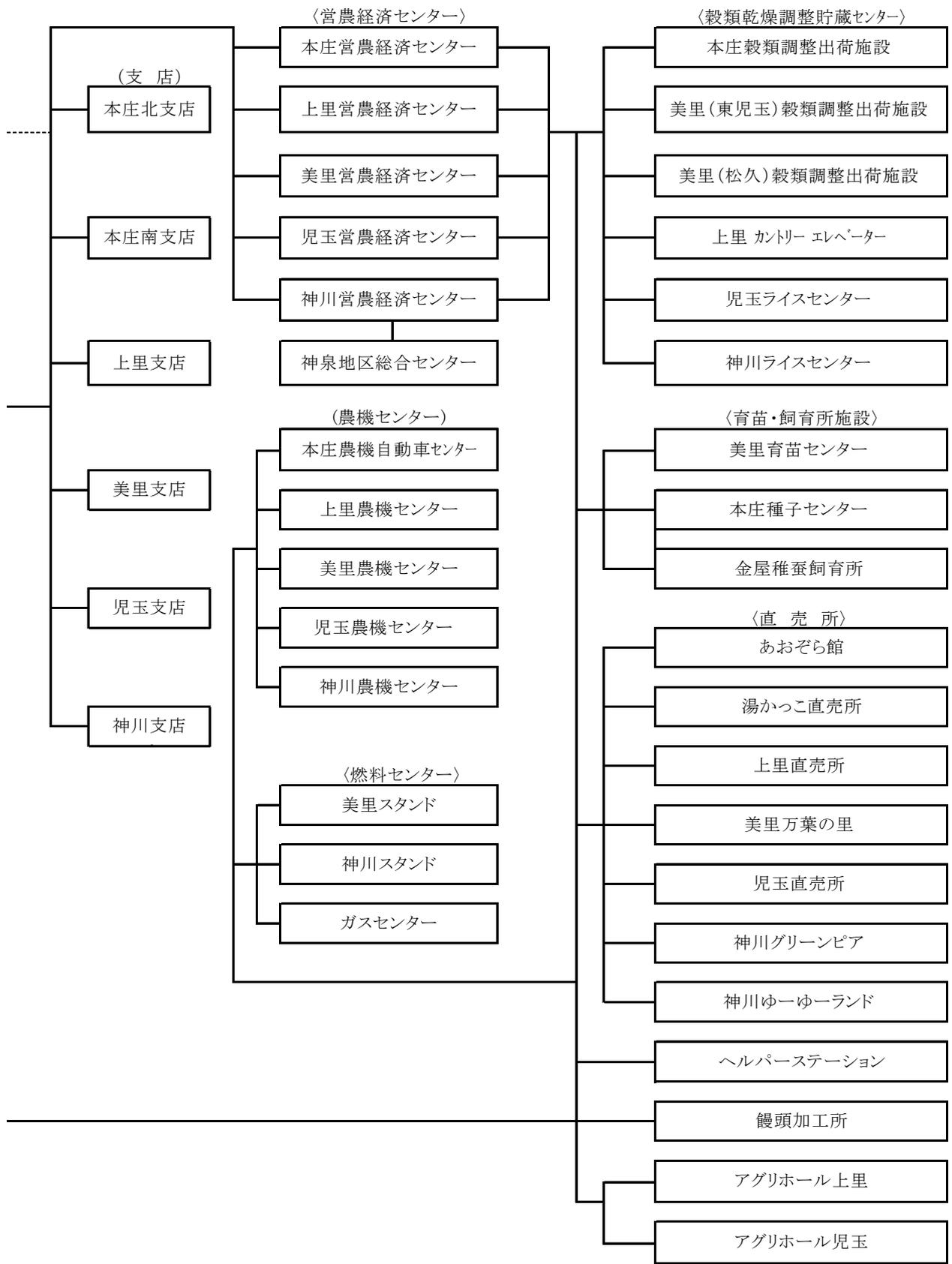
地区

当JAの営業地区は、本庄市、上里町、美里町、神川町です。

組織図 (平成19年7月1日現在)



* 「確定拠出年金の運營業務管理業に従事する使用人の数は、2人です。(平成19年7月1日現在)



役員 (平成19年7月1日現在)

代表理事組合長	鯨井武明	理	事	坂本修一	理	事	中兼俊徳
代表理事専務	小柳喜政	理	事	富田実央	理	事	相馬孝
常務理事	渋井清	理	事	山田博二	理	事	櫻澤照男
常務理事	内田一夫	理	事	福嶋信泰	理	事	海北昌宏
常務理事	斎藤常雄	理	事	関口信夫	理	事	廣瀬金蔵
理事	高橋正弘	理	事	町田満寿穂	代表	監	松井若雄
理事	加藤雅頌	理	事	吉野勉	常勤	監	田島正澄
理事	清水洋幸	理	事	笠原六郎	監	事	長谷川米作
理事	長滝浩章	理	事	相川傳吉	監	事	土屋常二郎
理事	加島三子二	理	事	早野敦尚	員外	監	鹿田宏二
理事	五十嵐貞良	理	事	永尾勇三郎	監	事	倉林道雄
理事	小暮常正	理	事	持田勝男	監	事	小井戸英夫
理事	木村巖	理	事	塩原英彦	監	事	今井務
理事	澤本文男	理	事	荒井好夫			

※ 当JAでは、農協法第30条の2による「経営管理委員」制度は採用していません。

組合員数

区分	平成18年3月期	平成19年3月期
正組合員	10,589	10,485
うち個人	10,536	10,431
うち法人	53	54
准組合員	5,873	5,913
うち個人	5,766	5,807
うち法人	0	0
合計	16,462	16,398

職員の状況

区分	平成18年3月31日			平成19年3月31日		
	男子	女子	計	男子	女子	計
一般職員	147	52	199	143	52	195
営農指導員	15	0	15	15	0	15
生活指導員	0	6	6	0	6	6
その他の職員	17	88	105	33	83	116
合計	179	146	325	191	141	332

組合員組織等

組織の名称	構成人員
農家組合	8,777
女性部	363
一元生産部会	1,961
(任意)生産部会	253
採種組合	149
養蚕部会	17
酪農部会	34
年金友の会	7,423
共済友の会	4,051
直売所生産者協議会	1,081
連合青年部	164
ひびきの南部選果機利用組合	177

■ 当JAにおいては、公認会計士協会が定める「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する監査上の取扱い」等に基づく、連結財務諸表の作成対象となる子会社等はありません。

業務内容

当JA埼玉ひびきのは、組合員の皆さまをはじめ地域社会の皆さまが、「気軽に、ご利用できる」をモットーに、暮らしに役立つさまざまな事業を展開しております。当JAが行う主な事業について、ご案内いたします。

《JA埼玉ひびきのの事業・業務のご案内》

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる業務を行っております。

私どもは、組合員皆様と地域の皆様に信頼されるサービスのご提供と、期待や信頼にお応えする地域金融機関を目指し、「JAバンク」と称しております。

このJAバンクは、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクグループとして大きな力を発揮しています。

さらに、平成14年1月に施行された「JAバンク法」により、破綻未然防止についても磐石な態勢が整っています。また、JAバンクグループは、独自の「JAバンク支援制度」や「貯金保険制度」を通じ、貯金者皆様のご迷惑を最小限に止める仕組みも整えておりますので、安心してご利用いただけます。

貯金業務

組合員の皆様、地域の皆様や事業主の皆様のライフスタイルに合わせた財産形成や生活設計の資産づくりをお手伝いしております。

(1) 貯金

当座貯金、普通貯金（決済用貯金）、総合口座、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、納税準備貯金などの各種貯金を、目的・期間・金額に合わせてご利用いただいております。

(2) 譲渡性貯金

譲渡可能な定期貯金を取り扱っております。

融資業務

組合員の皆様へのご融資をはじめ、地域の皆様の暮らしや農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金を融資しております。また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しております。さらに、独立行政法人住宅金融支援機構、農林漁業金融公庫の融資申込みの取り次ぎもしております。

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

内国為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行、信用金庫などの各店舗と為替網を通じて、当JAの窓口・ATMから全国の金融機関へ送金・振込や手形・小切手等の取立てを安全、確実、迅速に処理するサービスを行っております。

付帯業務及びその他の業務

(1) 代理業務

- ① 農林中央金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会の業務の代理
- ② 埼玉県農業信用基金協会の業務の代理
- ③ 独立行政法人農業者年金基金、農水産業協同組合貯金保険機構の業務の代理

(2) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取り扱い

(3) 保護預かり及び貸金庫業務

有価証券の保護預り、貸金庫の取り扱いをしております。

(4) 有価証券の貸付

(5) 債務の保証

(6) 地方債等の引受

(7) 金銭債権の取得又は譲渡

(8) 振替業

(9) 両替（邦貨間両替）

(10) 国債等公共債、証券投資信託の窓口販売

国債（利付・割引国庫債券）の窓口販売の取り扱いをしております。また、本店では、投資信託の窓口販売の取り扱いをしております。

(11) 確定拠出年金運営管理業務

本店で確定拠出年金の個人型年金業務の取り扱いをしております。

その他サービス業務

オンラインシステムを利用した各種の自動受取り・支払いサービスや、事業主の皆様のための給与振込みサービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどの取り扱いをしております。

また、全国全てのJAバンクでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫及び郵便局、コンビニエンスストアなどでの現金引き出し（郵便局、セブン銀行では預入れも可）ができるキャッシュカードサービスなどさまざまなサービスを行っております。

共 済 事 業

共済は、生命保障・損害保障の両分野の機能をあわせ持っています。組合員・利用者の皆様によりご満足いただけるよう、負担は少なく、安心は大きく、そして、専門性と十分なサービス。これからも、皆さまの暮らしのパートナーとして、安心をお届けします。

なお、平成17年度から共栄火災海上保険の業務の代理又は代行を行っております。

経 済 事 業

農畜産物を生産するために必要な肥料・農薬・飼料などの生産資材や、日々の食卓に欠かせない主食（お米）をはじめとする生活に必要なお品物を、良品・適価をモットーに、組合員の皆様と地域の皆様に提供しております。また、地域の組合員農家の方々が生産した農産物をJA直売所で販売しております。

その他、旅行のあっせんや葬儀等の取り扱いを行っております。

資 産 管 理 事 業

「農と住の調和したまちづくり」を目指して、組合員の皆様の土地資産等に関することについての総合相談業務や各種の不動産仲介業務等を行っております。

営 農 ・ 生 活 ・ 相 談 事 業

組合員の皆様と共に歩む営農指導（地域農業振興活動の支援・農業経営支援などの農業・農家のための活動）や組合員の皆様や地域の皆様と共に歩む生活指導（健康管理講習・郷土文化学習・共同購入・地産地消などの生活文化活動）はもとより、法務・税務相談の窓口開設や、土地の有効利用などの資産管理相談、健康相談などの総合的な相談機能により、暮らしの全般にわたったサポートをしております。

J A 埼玉ひびきのの商品・サービス

貯金商品一覧

種類	特 色	期 間	お預入金額	
当座貯金	日常の商取引に手形・小切手をご使用いただく貯金です。効率的な資金管理に最適です。	出し入れ自由	1円以上	
納税準備貯金	税金納付資金専用の貯金です。日頃から準備をしておくことで納税時にあわてないで済みます。利息は非課税です。	引き出しは繰上入金時	1円以上	
普通貯金	いつでもお出し入れのできる、いわば毎日のおサイフや家計簿がわりにご利用いただけます。また、貯金保険制度により全額保護される普通貯金無利息型（決済用）も取扱っております。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	普通貯金より高利回りの貯金です。30万円型と10万円型の2タイプがあります。	出し入れ自由 (30万円型は支回数で出し入れ制限)	1円以上	
総合口座	普通	普通貯金と定期貯金を一冊にしたものです。預ける、貯める、支払う、受取る、借りる、がこの一冊の通帳でOKです。	出し入れ自由	1円以上
	定期	イザという時、自動融資(定期貯金の90%、最高200万円)が受けられます。(スーパー/自由金利型/変動金利定期の受入れ可)	1ヶ月～5年	(ス/変) 1円以上 (自) 1千万円以上
定期貯金	通知貯金	まとまったお金を短期間預けるのに有利な貯金です。お引き出しは2日前までにご連絡をいただくことになっています。	7日間以上	10,000円以上
	期日指定定期貯金	利息の計算は1年複利で、大変お得です。3年にわたり預け入れができ、長期の運用が可能です。	1年～3年	1円以上 3百万円未満
	スーパー定期貯金	一番身近な自由金利(お預入れ時の金融情勢で金利が決まる)商品です。3年・4年・5年もののお利息は、半年複利です。	1ヶ月～5年	1円以上 1千万円未満
	変動金利定期貯金	6ヶ月ごとのサイクルで利率が見直しされる変動金利商品です。3年もののお利息は、半年複利です。	1年・2年・3年	1円以上
	大口定期貯金 (自由金利型)	まとまった資金の運用に最適です。金利は、お預入れ時の金融情勢に応じて決まります。	1ヶ月～5年	1千万円以上
財形貯金	財形期日指定定期貯金	毎月のお給料や賞与から積立ご希望額を天引き貯金で、知らず知らずのうちに大きく貯まる貯金です。	3年以上	1,000円以上
	財形年金貯金	豊かな老後の生活設計にご活用いただける年金タイプの財形貯金です。(財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税です。)	5年以上	1,000円以上
	財形住宅貯金	マイホーム取得を目的とした財形貯金です。マイホームプランに合わせ積立額、期間が決められます。(財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税です。)	5年以上	1,000円以上
スーパー積金	みなさまの計画に合わせて、毎月決まった日に一定の掛金で無理のないペースで積立てられます。	6ヶ月～5年	100円以上 (通貨式は1,000円以上)	
積立定期貯金	積立額・期間が自由に選べるマイペース貯金です。	6ヶ月～5年 又は期間自由	100円以上	
年金積立定期	年金受取開始日から20年以内の期間にわたって、定期的に年金形式で払い戻します。	62ヶ月以上 (2ヶ月以上の 据置期間あり)	100円以上	
譲渡性貯金	大口の余裕資金を有利に運用できる自由金利商品で、満期日前に第三者に譲渡することができます。	2週間～2年	5千万以上 1千万単位	

【ご契約にあたって】

※ 貯金の種類により、金利は異なります。金利は、窓口に掲示してありますのでご確認ください。

※ 新規の口座を開設する場合、200万円を超える現金取引、10万円を超える振込みを行う場合など、金融庁の指導により本人確認をさせていただきますので、運転免許証・住民票・印鑑証明書等いずれかの提示が必要となります。

- 〈便利さ〉を生かした通帳……………総合口座・普通貯金
- 有利に大きくふやす……………定期貯金・積立定期貯金
- くらしの夢を育てる……………定期積金
- 明日への財産づくりに……………財形貯金

ローン商品一覧

ローン名	ご利用いただける方	使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保証・担保	
JA 住宅ローン (JAリフォームローン)	一定かつ安定した収入のある20才以上66才未満の方(完済時76才未満、リフォームローンも同様完済時76才未満)	住宅の新築、増改築、宅地の購入、住宅資金の借換(リフォームは、住宅の増改築資金)	5,000万円以内 (リフォームは、1,000万円以内)	3年～35年 (リフォームは、1年～15年)	元金均等返済 (住宅ローン) 元利均等毎月返済 ボーナス併用	抵当権の設定 基金協会保証 (回信付保)	
JA 小口ローン	一定かつ安定した収入のある18才以上の方(完済時71才未満)(20才未満は法定代理人の同意かつ連帯保証人要)	ブライダル、旅行など生活に必要な資金で使いみちは自由(負債整理資金・事業資金は除きます)	300万円以内 (1万円単位)	6ヶ月～5年	元利均等毎月返済 ボーナス併用 元利均等年2回返済	基金協会保証	
JA 教育ローン	一定かつ安定した収入のある20才以上の方(完済時71才未満)	高校、各種学校、短大、大学の入学金、授業料など一切の教育資金	500万円以内 (1万円単位)	13年6ヶ月以内	元利均等毎月返済 ボーナス併用 元利均等年2回返済	基金協会保証 (回信付保)	
JA マイカーローン	一定かつ安定した収入のある18才以上の方(完済時71才未満)(20才未満は法定代理人の同意かつ連帯保証人要)	自動車・バイクの購入、点検、修理、車検、免許の取得、カー用品に必要な資金	500万円以内 (1万円単位)	6ヶ月～7年	元利均等毎月返済 ボーナス併用 元利均等年2回返済	基金協会保証	
カードローン	JA50	一定かつ安定した収入のある18才以上65才未満の方(20才未満は法定代理人の同意かつ連帯保証人要)	生活に必要な資金(負債整理資金は除きます)	50万円以内 (10万円単位)	1年(自動更新)	定額式約定返済 任意返済	基金協会保証
	JA500	一定かつ安定した収入のある20才以上65才未満の方	生活に必要な資金(負債整理資金は除きます)	500万円以内 (100万円単位)	1年(自動更新)	定額式約定返済 任意返済	基金協会保証
JA 福祉介護ローン	一定かつ安定した収入のある20才以上の方で、60才以上の高齢者や身体障害者を県内で介護する2親等以内の親族(完済時71才未満)	高齢者や身体障害者の介護に必要な機器の購入資金、高齢者や身体障害者が住みやすい住宅に増改築するために必要な資金	10万円～1,000万円以内(介護用機器購入は、500万円以内)(1万円単位)	6ヶ月～15年(介護用機器購入は、6か月～7年以内)	元利均等毎月返済 ボーナス併用 元利均等年2回返済	抵当権の設定 (借入額500万円超) 基金協会保証 (回信付保)	
JA 事業者ローン	一定かつ安定した収入のある20才以上の方(完済時70才未満)	組合員の事業に必要な資金(負債整理資金は除きます)	1,000万円以内(運転資金は、500万円以内)(10万円単位)	10年以内(運転資金は、5年以内)	元利均等毎月返済 元金均等毎月返済	抵当権の設定 (借入額500万円超) 基金協会保証	
JA 賃貸住宅ローン	一定かつ安定した収入のある20才以上の方(完済時71才未満)	賃貸住宅の建設、増改築、補修に必要な資金	100万円以上4億円以内 (10万円単位)	1年～30年	元利均等毎月返済 元金均等毎月返済	抵当権の設定 基金協会保証	

※ 各商品ごとに利率、保証料、ご利用限度額などが異なりますのでローンのご利用にあたっては、ご相談ください。

■ つぎの資金についても、ご相談ください。

代理貸付商品名	内容
農林漁業金融公庫資金	農業者等への長期設備資金、長期運転資金
国民生活金融公庫の教育資金	高校・短大・大学等へ進学するために必要な資金

※ 上記のローンや代理貸付以外の一般融資も行っていますので、事業資金(運転資金、設備投資資金など)がご必要の際はご相談ください。

ローンの上手な利用方法

豊かな生活を送るためには、ローンを上手に利用することも必要です。それには、計画的に無理なく返済できる範囲内でローンをご利用いただくことが肝要です。返済計画は、生活を極端に切り詰めることなく、また病気など不慮の事故も考慮して、余裕のある計画を立てるようにしてください。

その他の商品・サービス

種類	内容
内国為替業務	全国の金融機関（JA、銀行、信用金庫、信用組合、労金など）をネットする「全銀システム」により送金、振込及び手形小切手の取立を安全、確実に行えます。
国債窓口販売業務	個人向けに国債の募集を取り扱っています。（支店でご利用できます。）
投資信託窓口販売業務	個人向けに各種の投資信託の募集を取り扱っています。（本店でご利用できます。）
キャッシュサービス	カード1枚で、ご預金の入出金・残高照会などが、JA埼玉ひびきのの本支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局の窓口・ATMでご利用できます。
デビットカードサービス	現在お手持ちのキャッシュカードを利用して、加盟店でのお買い物やサービス料金などのお支払が手数料なしに利用できるサービスです。
ATM振込	当JAのATMを利用して簡単な操作で振込みがご利用いただけます。（本店と支店のATMでご利用できます。）
自動支払・自動受取	毎月の5大公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK）、税金、共済掛金、学費、クレジットカードなどのお支払や、給与、年金などのお受取りを自動的に行う便利で安心なサービスです。
自動集金サービス	住宅家賃、会費など各種の集金代金を当JA本支店のほか全国の提携金融機関や郵便局のご指定口座から自動的に収納するサービスです。
インターネットバンキング ホームバンキング ファームバンキング	携帯電話・PHSをお使いになって電話一本で簡単に残高照会、入出金明細照会および振込、振替ができるサービスです。また、お客さまの多機能電話などで、ご登録済の当JA本支店・他金融機関への振込みをオンラインで行うほか、残高照会、入出金明細照会などもご利用いただけます。iモード対応携帯電話やパソコンからもご利用いただけます。
定額自動送金サービス	住宅家賃・仕送りなど毎月一定額の振込みをご指定日にお客さまの口座から当JA本支店・他金融機関のご指定口座へ送金いたします。
JAカード	VISAブランドのクレジットカードに、JA独自のサービスを付加したJAカードの発行や加盟店へのご加入のお取次ぎをいたします。
確定拠出年金	「個人型年金」をお取扱しております。
署名鑑印刷サービス	小切手帳や手形帳を発行する際に署名判を自動印字するサービスです。従来のゴム印による押捺よりも省力化され、不鮮明などの押し損じもなくなります。ご利用にあたりましては、当座貯金届出印と同一の印鑑をサービス用にご登録していただけます。
年金相談	年金に関するあらゆるご相談をスタッフが無料で承っております。

JA埼玉ひびきのの金融商品の勧誘方針

私たちは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の勧誘にあたっては、以下の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験や財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報提供を行います。
1. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や該当商品のリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
1. 不確実な事項について断定的な判断をしたり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
1. 組合員・利用者の皆さまのご都合を配慮した時間帯での勧誘を行います。
1. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

各種手数料（平成19年7月1日現在）

【為替手数料】

種類		利用区分	当JAの 同一店宛	当JAの 他店宛	県内 系統JA宛	県外の 系統JA宛	他金融機関宛
送金		普通扱(1件につき)		630円	630円	630円	630円
振 込	窓 口	電信 (各1件につき)	3万円未満	無料	210円	420円	420円
			3万円以上	210円	420円	630円	630円
	定 時 送 金	電信 (各1件につき)	3万円未満	無料	105円	210円	315円
			3万円以上	無料	315円	420円	525円
	現金自動化機器(ATM) (各1件につき)	電信	3万円未満	無料	105円	210円	315円
			3万円以上	無料	315円	420円	525円
インターネット/メール/ ファーム(各1件につき)	現金自動化機器(ATM)	1万円未満	無料	105円	210円	210円	315円
		1万円以上3万円未満	無料	105円	210円	210円	420円
		3万円以上	無料	210円	420円	420円	630円
		3万円未満	無料	105円	105円	105円	210円
		3万円以上	無料	210円	210円	210円	315円

【手形・小切手取立手数料その他】

種類	手数料	
代金取立 普通扱い	1通につき 630円	
至急扱い	1通につき 840円	
その他	送金・振込の組戻料	1件につき 630円
	取立手形の組戻料	1通につき 630円
	不渡手形の返却料	1通につき 630円
	取立手形店頭呈示料	1通につき 630円

(630円を超える経費を要する場合は、その実費)

【国債の保護預かり手数料】

種類	手数料
保護預かり手数料 年間(毎年4/20に1年分)	1,260円

【円貨両替(窓口)】

希望金額の合計枚数	手数料			
	100枚まで	101枚～ 1,000枚まで	1,001枚～ 2,000枚まで	2,001枚以上 ～1,000枚毎 に105円を加算
手数料	無料	210円	315円	

※ 記念硬貨への両替、汚損した現金の交換は、無料

【手形・小切手発行手数料】

種類	手数料
小切手帳 1冊50枚綴り	630円
約束手形帳 1冊25枚綴り	525円
為替手形帳 1冊 (1枚)	32円
単名手形用紙(手形貸付)専用 (1枚)	—
専用約束手形(丸専手形) (1枚)	525円
マル専当座開設手数料	3,150円

【署名鑑印刷サービス】

種類	手数料
署名鑑登録手数料(手形・小切手)	1,050円
署名鑑変更手数料(手形・小切手)	525円
小切手帳 1冊50枚綴り	735円
約束手形帳 1冊25枚綴り	630円
為替手形 (1枚)	42円

【その他の手数料】

種類	手数料
残高証明書発行(貯金・貸出) 1通あたり	420円
融資証明書発行 1通あたり	1,050円
自己宛小切手発行 1通あたり	525円
通帳・証書再発行 1件あたり	1,050円
キャッシュカード(JAバンク含む)再発行	1,050円
JAバンクからキャッシュカードへの変更	525円
JAネットバンク基本利用手数料 (1ヶ月)	210円
貯蓄貯金払戻回数超過 (30万円型)	105円
ローンカード再発行	1,050円

【融資関係手数料】

種類	手数料	種類	手数料
住宅ローン 新規実行	10,500円	住宅ローン 金利変更	3,150円
宅ローン 繰上・完済 3年未満	2,100円	統一ローン 新規実行	1,050円
住宅ローン 繰上・完済 3～7年未満	1,050円	カードローン 新規契約・極度額変更	1,050円
住宅ローン 繰上・監査 7年以上	無料	カードローン 口座管理(1年間)	1,050円
住宅ローン 一部繰上	2,100円	信用調査及び担保の調査、保管に係る費用	実費
住宅ローン 条件変更(金利条件含む)	3,150円		

※ここに掲載しました手数料のほか、個々の取引内容等により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。

主な共済商品の一覧

長期共済（共済期間が5年以上の契約）

種類	内容
終身共済	万一のときはもちろん、病気やケガなどへの備えも確かな生涯保障プランです。多彩な特約で、保障内容を自由に設計できます。(*) ・基本タイプ・長寿祝金タイプ・中途給付タイプ
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。病気やケガも幅広く保障します。(*) ・基本タイプ・中途給付タイプ
定期生命共済	万一のときや、病気・ケガなどを手軽な掛金で保障するプランです。がん入院を手厚く保障する「もしもしも」などもあり、ご希望に合ったプランをお選びいただけます。(*)
がん共済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象とします。がん共済に定期生命共済（全入院特約付）をプラスした保障プラン「大丈夫」もあります。(*)
医療共済	病気やケガによる入院・手術を一生にわたって手厚く保障します。日帰り入院から長期の入院まで幅広く保障します。また、万一のときも所定の給付が受けられます。(*)
定期医療共済	入院・手術といった医療にかかる保障を手軽な掛金で保障するプランです。日帰り入院もしっかり保障します。また、万一のときも所定の給付が受けられます。健康祝金を受け取れるタイプもあります(*)
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取になれるプランもあります。(*) ・入学祝金タイプ・大学進学タイプ
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。掛金建てで、医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。(*) ・終身年金タイプ・定期年金タイプ
積立型終身共済	終身共済よりも手軽な掛金の生涯保障プランです。健康上の不安で、共済・保険に加入できなかった方も、一定の範囲で医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。(*)
満期専用入院保障付終身共済	養老生命共済の満期を迎える共済契約者向けの終身共済プランです。万一のときの生涯保障と必要最小限の入院・手術保障がセットされています。(*)
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。(*) ・建更10型・建更10型My家財・建更10型営業用什器備品・建更1型、2型、5型もあります。

※ 上記の表で「万一のとき」とは、死亡または第1級後遺障害の状態になったときをいいます。

※ 上記の共済は、所定の条件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となります。

※ このほかにも、みどり国民年金基金（第1号被保険者の上乗せ年金）、確定拠出年金共済、退職年金共済などがあります。

短期共済（共済期間が5年未満の契約）

種類	内容	種類	内容
自動車共済	対人・対物賠償をはじめ、人身傷害、搭乗者傷害、車両損害など、万一の自動車事故を幅広く保障	自賠償共済	人身事故の被害者保護のため、法律ですべての自動車に加入が義務付けられている共済
火災共済	住まいの火災損害を保障(*)	賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償義務を保障
傷害共済	日常のさまざまなアクシデント（万一のときや負傷）を保障(*)	定額定期生命共済	入院や通院から万一のときまで幅広く保障(*)
団体定期生命共済	団体の福利厚生制度として	団体建物火災共済	団体の建物・動産の損害を総合保障
ボランティア活動共済	ボランティア活動中の傷害・賠償事故を保障		

※ (*)は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となる共済です。

※ JA共済では、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成15年1月6日から、お取引に際してご本人の確認を行っています。詳しい内容は、窓口までお問合せください。

業績・財務関係の状況

《業績の概要》

信用事業

貯金

景気の不透明感やペイオフの全面解禁を向かえ、金融・経済情勢が不透明の中ではありましたが、年間減額5,045万円、残高は11,875,493万円となりました。

貸出金

組合員の営農資金をはじめ設備資金等の資金需要に積極的な対応を行い、年間増額は220,728万円、貸出残高は、1,522,978万円となりました。

その他の業務

内国為替業務は、年間取扱量が、仕向為替1.8万件、2,209,540万円で被仕向為替13.7万件、2,669,339万となりました。

国債窓口販売業務は、中期国債、割引国債、長期国債を発行時一定の条件で販売を行い、年間取扱高は12,690万円となりました。

共済事業

組合員、地域の皆さまの家族一人ひとりの生涯保障の確立をめざし事業推進活動を積極的に展開したところ、長期共済新契約高は405億円を挙績し、保有契約高は5,446億円となりました。

また、年金共済契約高においても12億円、自動車共済も16,816件契約という実績となりました。

購買事業

営農指導・販売事業と連携し、良質な資材を適正価格で安定的に供給するために経済課を中心に取扱体制の確立に努めた結果、404,548万円の取扱い実績となりました。

販売事業

地域の特性を生かした作物・優良な畜産物等の共販組織や事務体制の強化の充実など、計画的な生産販売までの業務態勢の確立に努めた結果、取扱高は785,295万円となりました。

資産管理事業

組合員の皆様の土地資産等に関することについての総合相談業務や各種の不動産仲介業務を行った結果、取扱高は15,714万円となりました。

収支状況

収支は、信用事業をはじめとする各事業は堅調を維持するとともに、不良債権問題も一段落したことで貸倒引当金戻入益の発生等により経常利益を19,980万円確保することができ、法人税等を控除した当期余剰金につきましても8,966万円を計上することができました。

自己資本比率については、20.12%となり、繰延税金資産についても純資産の安定性を鑑み△806万円の圧縮を図ることができました。

主要な経営指標等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
出資金（百万円）	1,611	1,603	1,592	1,585	1,580
（出資口数）	16,108,435	16,033,685	15,924,000	15,859,138	15,803,285
単体自己資本比率（%）	21.65%	22.57%	22.94%	23.53%	20.12%
職員数（人）	359人	355人	342人	325人	332人

※平成19年3月期の単体自己資本比率は、新基準により計算されています。

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
総資産	125,201	126,290	128,605	129,247	129,406
貸出金	12,878	13,042	13,170	13,022	15,229
有価証券	12,764	12,210	12,450	11,498	11,188
貯金	114,605	115,799	118,121	118,805	118,754
純資産	6,410	6,625	6,831	6,887	7,009
経常収益	2,645	2,602	2,458	2,388	2,307
信用事業収益	827	848	813	868	831
共済事業収益	958	935	883	862	833
購買事業収益	634				
販売事業収益	112				
その他の事業収益	114				
農業関連事業収益		478	485	454	443
その他の事業収益		341	277	204	200
経常利益	344	414	379	304	199
当期剰余金（注）	190	246	220	197	89
剰余金配当の金額	16	16	16	32	16
出資配当金	16	16	16	32	16
事業利用分量配当金	0	0	0	0	0

注：当期剰余金は、銀行等の当期純利益に相当するものです。

※事業区分については、「農業協同組合法施行規則」（以下、「法施行規則」という。）の定めによるものです。なお、この区分は平成15年度から現在の区分になっています。

■ 損益計算書

(単位:千円)

	平成18年3月期 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成19年3月期 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで		平成18年3月期 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成19年3月期 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
1 事業総利益	2,388,598	2,307,573	(11)加工事業収益	17,285	15,297
(1) 信用事業収益	992,078	1,058,790	(12)加工事業費用	10,076	9,086
資金運用収益	944,074	978,008	加工事業総利益	7,209	6,210
(うち預金利息)	28,955	81,095	(13)利用事業収益	20,651	20,729
(うち有価証券利息)	36,396	133,098	(14)利用事業費用	13,523	12,737
(うち貸出金利息)	291,955	287,649	利用事業総利益	7,128	7,992
(うちその他受入利息)	486,766	476,165	(15)宅地等供給事業収益	17,501	15,604
役務取引等収益	36,591	35,586	(16)宅地等供給事業費用	1,137	1,115
その他事業直接収益	5,463	10,396	宅地等供給事業総利益	16,363	14,488
その他経常収益	5,948	34,799	(17)福祉事業収益	21,573	18,522
(2) 信用事業費用	123,615	227,759	(18)福祉事業費用	14,114	12,710
資金調達費用	33,194	114,497	福祉事業総利益	7,459	5,811
(うち貯金利息)	28,371	108,522	(19)その他の事業収益	366,133	372,697
(うち給付補てん備金繰入)	1,163	950	(20)その他の事業費用	263,894	261,970
(うち譲渡性貯金利息)	0	0	その他の事業収益	102,238	110,726
(うち借入金利息)	3,368	3,261	(21)指導事業収入	6,980	10,748
(うちその他支払利息)	291	1,762	(22)指導事業支出	35,314	39,651
役務取引等費用	4,429	5,042	指導事業収支差額	△28,333	△28,902
その他事業直接費用	2,653	16,434	2 事業管理費	2,151,500	2,139,386
その他経常費用	83,338	91,784	(1) 人件費	1,557,701	1,542,754
(うち貸倒引当金繰入額)	0	0	(2) 業務費	196,985	202,471
(うち貸出金償却)	0	0	(3) 諸税負担金	77,317	81,654
信用事業総利益	868,462	831,031	(4) 施設費	319,318	311,497
(3) 共済事業収益	929,230	893,189	(5) その他費用	177	1,007
共済付加収入	914,773	880,157	事業利益	237,097	168,187
共済貸付金利息	1,871	2,865	3 事業外収益	74,223	52,431
その他の収益	12,585	10,167	(1) 受取雑利息	1,974	2,480
(4) 共済事業費用	66,448	59,927	(2) 受取出資配当金	32,354	6,362
共済借入金利息	1,871	2,865	(3) 賃貸料	12,452	12,608
共済推進費	49,480	41,125	(4) 雑収入	27,443	30,979
共済保全費	4,517	4,909	(5) 貸倒引当金戻入	0	0
その他の費用	10,579	11,028	4 事業外費用	6,558	20,815
(うち貸倒引当金繰入額)	93	122	(1) 支払雑利息	0	0
(うち貸出金償却)	0	0	(2) 貸倒損失	0	0
共済事業総利益	862,782	833,261	(3) 寄付金	69	77
(5) 購買事業収益	4,157,908	4,126,717	(4) 雑損失	3,276	20,738
購買品供給高	4,078,236	4,045,483	(5) 貸倒引当金繰入	3,212	0
購買手数料	129	77	経常利益	304,763	199,803
修理サービス料	0	0	5 特別利益	41,628	32,018
その他の収益	79,543	81,156	(1) 固定資産処分益	0	23,578
(6) 購買事業費用	3,728,482	3,712,856	(2) 一般補助金	0	3,024
購買品供給原価	3,544,374	3,544,157	(3) その他の特別利益	41,628	650
購買品供給費	110,616	102,241	6 特別損失	42,633	98,062
修理サービス費	0	0	(1) 固定資産処分損	11,516	93,766
その他の費用	73,491	66,457	(2) 固定資産圧縮損	0	3,024
(うち貸倒引当金繰入額)	10,744	0	(3) 減損損失	30,665	0
購買事業総利益	429,425	413,861	(4) その他の特別損失	452	1,272
(7) 販売事業収益	161,196	156,157	税引前当期利益	303,758	133,759
販売品販売高	27,252	24,876	7 法人税・住民税及び事業税	88,086	67,598
販売手数料	108,683	110,566	8 法人税等調整額	18,296	△23,505
その他の収益	25,260	20715	当期剰余金	197,376	89,666
(8) 販売事業費用	54,355	52,455	前期繰越剰余金	275,202	240,939
販売品販売原価	26,277	23,759	電算調整等積立金(ATM設置資 金取崩)	0	30,000
販売費	10,650	11,568	経営改善施設等整備積立金取崩	0	200,000
その他の費用	17,428	17,127	ATM改良等積立金取崩	0	50,000
販売事業総利益	106,840	103,702	支店再編に伴う事務所整備等積立 金取崩	0	100,000
(9) 農業倉庫事業収益	9,270	9,859	当期未処分剰余金	472,579	710,606
(10) 農業倉庫事業費用	249	470			
農業倉庫事業総利益	9,020	9,389			

■ 注 記 表 等

平成18年度月期 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)	平成19年度月期 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)																												
<p>(貸借対照表の注記)</p> <p>1 記載金額の端数処理 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。また、取引はあるが期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>2 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する見解書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次の通り行っています。 (1) 満期保有目的債券 : 償却原価法(売却原価の算定は移動平均法による定額法によっています。) (2) 子会社・関連会社株式 : 移動平均法による取得原価法 (3) その他有価証券 ① 時価のあるもの: 期末日の市場価格等に基づく時価法。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) ② 時価のないもの: 移動平均法による取得原価法。(取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。)</p> <p>3 棚卸資産の評価基準及び評価方法 ア 購買品・貯蔵品 移動平均法による原価法(最終仕入原価法による原価法) イ 宅地等 個別法による低価法</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法 ア 減価償却資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(付属設備を除く)については定額法)を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額については、税法基準によっています。また、当期に取得した取得価額30万円未満の少額減価償却資産については、期間費用としています。 イ 無形固定資産 残存価格を零とする定額法を採用しています。</p> <p>5 長期前払費用の処理方法 農業協同組合施行規則規定に基づく繰延資産以外の法人税法に定める繰延資産は、「長期前払費用」として各事業のその他の資産に含めて計上しており、法人税法に規定する償却期間で定額法を採用して償却しています。</p> <p>6 消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却をしています。</p> <p>7 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額 債権額並びに合計額は次の通りです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">破 綻 先 債 権</td> <td>元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 滞 債 権</td> <td>未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金</td> <td style="text-align: right;">834,522千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月以上延滞債権</td> <td>元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの</td> <td style="text-align: right;">20,949千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸出条件緩和債権</td> <td>債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないもの</td> <td style="text-align: right;">18,152千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">873,624千円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	定 義	金 額	破 綻 先 債 権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金	0千円	延 滞 債 権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金	834,522千円	3か月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの	20,949千円	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないもの	18,152千円	合 計		873,624千円	<p>【注記表】</p> <p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げるものその他の資産の評価基準および評価方法 ① 有価証券の評価基準及び評価方法 ア. 満期保有目的の債券 : 償却原価法(売却原価の算定は移動平均法による定額法) イ. 子会社株式等 : 移動平均法による取得原価法 ウ. その他有価証券 a. 時価のあるもの: 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) b. 時価のないもの: 移動平均法による取得原価法(取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。) ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 ア. 購買品・貯蔵品 : 移動平均法による原価法(最終仕入原価法による原価法) イ. 宅地等 : 個別法による低価法</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 建 物 : 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については定額法)を採用しています。 建物以外 : 定率法を採用しています。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。 当期に取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産のうち2,903千円は、税法の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」に基づき、取得価額を一括して償却しています。 また、上記に含まれなかった10万円以上20万円未満の減価償却資産も1,367千円、取得価額を一括して償却しています。 ② 無形固定資産 : 定額法を採用しています。</p> <p>(4) 引当金の計上基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">計 上 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">貸 倒 引 当 金</td> <td>貸倒引当金は、経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む。)については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">退 職 給 付 引 当 金</td> <td>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。 なお、当組合は、職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会)により簡便法を採用しています。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賞 与 引 当 金</td> <td>職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役員退任慰労金引当金</td> <td>役員の退任慰労金の支払に備えるため、役員退任慰労金引当規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に転移すると認められるもの以外からファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(7) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。また、取引はあるが期末に残高がない勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>(8) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項 ① 農業協同組合施工規則の改正(平成18年4月28日農林水産省令第41号)により、当年度から以下のとおり表示を変更しております。 ア. 「資本の部」は「純資産の部」とし、組合員資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しています。 なお、当年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,009百万円です。</p>	種 類	計 上 基 準	貸 倒 引 当 金	貸倒引当金は、経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む。)については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。	退 職 給 付 引 当 金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。 なお、当組合は、職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会)により簡便法を採用しています。	賞 与 引 当 金	職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。	役員退任慰労金引当金	役員の退任慰労金の支払に備えるため、役員退任慰労金引当規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。
項 目	定 義	金 額																											
破 綻 先 債 権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金	0千円																											
延 滞 債 権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金	834,522千円																											
3か月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの	20,949千円																											
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないもの	18,152千円																											
合 計		873,624千円																											
種 類	計 上 基 準																												
貸 倒 引 当 金	貸倒引当金は、経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む。)については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。																												
退 職 給 付 引 当 金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。 なお、当組合は、職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会)により簡便法を採用しています。																												
賞 与 引 当 金	職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。																												
役員退任慰労金引当金	役員の退任慰労金の支払に備えるため、役員退任慰労金引当規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。																												

8 引当金の計上基準

種 類	計 上 基 準
貸倒引当金	貸倒引当金は、経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。
退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。 なお、当組合は、職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会）により簡便法を採用しています。
賞与引当金	職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
役員退任慰労金引当金	役員に退任慰労金の支払に備えるため、役員退任慰労金引当規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。

9 有形固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産について、取用や国庫補助金等により取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次の通りです。

種 類	圧縮記帳累計額	左のうち当期圧縮記帳額
土 地	0千円	0千円
建 物	110,568千円	0千円
機械及び装置	51,516千円	0千円
合 計	162,084千円	0千円

10 リース契約により使用する重要な固定資産

ア ファイナンス・リース

リース物件の所有権が当組合に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。なお、重要なものは次の通りです。

①リース資産の概要

種 類	資産の内容	数量等の明細
車両・運搬具	業務用自動車	95 台
機械及び装置	ATM設備一式	7 台
工具器具備品	OA設備の一部	84 台
②取得価額相当額		289,245 千円
③減価償却累計相当額		184,359 千円
④期末残高相当額		104,272 千円
⑤未経過リース料残高相当額		
1年以内	56,317 千円、1年超	57,283 千円
⑥当期の支払リース料		76,049 千円
⑦減価償却費相当額		55,639 千円
⑧支払利息相当額		9,917 千円

⑨減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とするリース期間定額法によっています。

⑩利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

イ オペレーティング・リース

ファイナンスリース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

①リース資産の概要

種 類	資産の内容	数量等の明細
車両・運搬具	業務用自動車	40 台
機械及び装置	ATM設備一式	3 台
工具器具備品	OA設備の一部	26 台
②未経過リース料残高相当額		
1年以内	666 千円、1年超	0 千円

11 理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	45,629千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	0千円

12 担保に供されている資産

担保に供されている資産の種類及び金額は次の通りです。

種類： 系統定期預金	金額： 1,900,100千円
------------	-----------------

13 農業協同組合法施行規則第167条第1項（第1号に規定する超過額および）第2号に規定する純資産の額

資産につき時価を付したことにより増加した純資産の額は次の通りです。

株式等評価差額金：	△ 98,219 千円
-----------	-------------

イ、従来、任意積立金の内訳として表示していた特別積立金については、その他の利益剰余金の内訳として、目的積立金部分を個別名称（経常基盤強化積立金、肥田面積予約協同購入積立金、桑園専用肥料協同購入積立金、事務所等整備積立金、組合員利用施設整備等積立金）により、目的積立金以外の部分を「特別積立金」としてそれぞれ表示しています。

ウ、「株式等評価差額金」は「その他有価証券評価差額金」として表示しています。

② 長期前払費用の処理方法

農業協同組合法施行規則規定に基づく繰延資産以外の法人税法に定める繰延資産は、「長期前払費用」として各事業のその他の資産に含めて計上しており、法人税法に規定する償却期間で定額法を採用して償却しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額（有形固定資産について、取用や国庫補助金等により取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次の通りです。（単位：千円）

種 類	圧縮記帳累計額	左のうち当期圧縮記帳額
土 地	0千円	0千円
建 物	110,568千円	0千円
機械及び装置	54,540千円	3,024千円
合 計	165,108千円	3,024千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く。）があるときは、その旨及び当該固定資産の内容

イ、ファイナンス・リース

リース物件の所有権が当組合に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、次の通りです。

①リース資産の概要

種 類	資産の内容	数量等の明細
車両・運搬具	業務用自動車	100 台
機械及び装置	ATM設備一式	10 台
工具器具備品	OA設備の一部	63 台

②取得価額相当額 371,810 千円

③減価償却累計相当額 213,258 千円

④期末残高相当額 157,642 千円

⑤未経過リース料期末残高相当額

1年以内 59,073千円、1年超 107,936 千円

⑥当期の支払リース料 76,885 千円

⑦減価償却費相当額 56,364 千円

⑧支払利息相当額 10,140 千円

⑨減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とするリース期間定額法によっています。

⑩利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

ii、オペレーティング・リース

ファイナンスリース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

①リース資産の概要

種 類	資産の内容	数量等の明細
車両運搬具	業務用自動車	39 台
機械及び装置	ATM設備一式	3 台
工具器具備品	OA設備の一部	41 個

②未経過リース料残高相当額

1年以内 473 千円、1年超 0 千円

(3) 担保に供されている資産

以下の資産は、次の通り担保に供してあります。

種 類	金 額	目 的
系統定期預金	1,900,000千円	当座貸越の担保
系統定期預金	100 千円	本庄市水道料金口座引落の担保
系統定期預金	100 千円	上里町水道料金口座引落の担保

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	40,264千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	0円

14 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項

ア 時価・評価差額金

- (1) 売買目的有価証券
-
- 該当はありません。

- (2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの
-
- (単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	評価差額		
			うち益	うち損	
国債	400,000	401,170	1,170	1,170	0
地方債	1,596,339	1,557,759	△38,580	0	38,580
政府保証債	499,653	497,414	△2,239	0	2,239
金融債	3,099,962	3,068,052	△31,910	0	31,910
特殊法人債	399,946	395,773	△4,173	0	4,173
合計	5,995,901	5,920,168	△75,733	1,170	76,902

- (3) 子会社・関連会社株式で時価のあるもの(売買目的有価証券を除く)
-
- 該当がありません。

- (4) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額		
			うち益	うち損	
国債	2,947,546	2,883,688	△63,858	0	63,858
地方債	1,397,607	1,348,927	△48,680	0	48,680
政府保証債	398,648	382,424	△16,224	0	16,224
金融債	899,998	887,439	△12,559	0	12,559
社債	0	0	0	0	0
株式	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0
合計	5,643,801	5,502,478	△141,322	0	141,322

上記の評価差額から繰延税金資産43,103千円を加えた額△98,219千円を「株式等評価差額金」に計上しています。

イ 売却の状況

- (1) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
-
- 該当はありません。

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券 (単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	705,191	4,181	2,653
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	201,282	1,282	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
受益証券	—	—	—
合計	906,473	5,463	2,653

ウ 時価のない有価証券

(単位：千円)

保有目的区分	内容	貸借対照表計上額
その他有価証券	(株)農協観光他5社	12,724

エ その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的有価証券の償還予定期別高

(単位：千円)

種類	当期末以降の償還予定期				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
その他有価証券	国債	—	202,872	2,680,816	—
	地方債	—	—	1,348,927	—
	政府保証債	—	—	382,424	—
	金融債	400,470	486,969	—	—
	特殊法人債	—	—	—	—
満期保有目的	国債	300,000	100,000	—	—
	地方債	—	—	1,596,339	—
	政府保証債	299,996	—	199,657	—
	金融債	499,998	2,599,964	—	—
	特殊法人債	—	199,983	199,963	—

(5) 貸出金のうちリスク管理債権に関する注記

債権額並びに合計額は次の通りです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項目	定義	金額
破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金	0千円
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金	870,131千円
3か月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの	43,170千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないもの	17,406千円
合計		930,707千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 自賠責共済にかかる責任準備金

自賠責共済にかかる責任準備金については、これまで「未経過共済付加収入」に計上していましたが、平成18年12月1日より自動車損害賠償保障法を適用した積立を、共済責任を保有する全共連が行う方法に変更されました。これによる当期の共済付加収入の増加額は24,047千円です。

5. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券
-
- 該当はありません

- ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	評価差額		
			うち益	うち損	
国債	100,000	101,520	1,520	1,520	—
地方債	1,596,791	1,583,378	△13,413	432	13,845
政府保証債	199,706	200,066	359	359	—
金融債	3,799,986	3,795,997	△3,989	12,021	16,011
特殊法人債	599,936	601,541	1,604	3,349	1,744
合計	6,296,420	6,282,502	△13,918	17,682	31,600

- ③ 子会社・関連会社株式で時価のあるもの

該当はありません

- ④ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額		
			うち益	うち損	
国債	2,632,982	2,634,835	1,942	11,575	9,633
地方債	1,397,940	1,374,158	△23,782	—	23,782
政府保証債	398,831	390,047	△8,785	—	8,785
金融債	500,000	492,812	△7,188	—	7,188
社債	—	—	—	—	—
受益証券	—	—	—	—	—
合計	4,929,664	4,891,852	△37,812	11,575	49,387

なお、上記評価差額から繰延税金資産11,532千円を加えた額△26,279千円が、「株式等評価差額金」に含まれます。

- (2) 当年度中に売却した有価証券は次のとおりです。

- ① 当年度中に売却した満期保有目的の債券
-
- 該当はありません。

- ② 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	1,420,985	10,396	16,434
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
受益証券	—	—	—
合計	1,420,985	10,396	16,434

- 15 税効果会計の適用に伴う主な事項は次の通りです。
ア 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産		繰延税金負債	
項目	金額	項目	金額
役員退任慰労金引当金	6,212	全農外部出資評価益	8,319
貸倒引当金超過額	112,877	繰延税金負債合計	8,319
賞与引当金超過額	14,414		
期日指定定期貯金未払利息過大計上額	77	繰延税金資産の純額	508,983
その他有価証券時価評価差損	43,103		
貸出金利息自己否認	1,033		
J A商品券	2,380		
年度未催事	940		
賞与引当金繰入法廷福利費	1,764		
未払事業所税	4,172		
減損損失(土地)	330		
減損損失(減価償却資産)	9,022		
小計	635,008		
評価性引当額	△		
	117,705		
繰延税金資産合計	517,303		

- イ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異 (単位：%)

法定実効税率	30.5
調整	
交際費等の損金不算入額	2.6
寄付金の損金不算入額	
受取配当等の益金不算入額	△1.6
事業利用分量配当	
住民税均等割額	1.3
法人税の特別控除額	△
評価性引当額	38.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	
その他	△36.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0

- 16 退職給付に関する事項

- ア 採用している退職給付制度の概要

退職給付と規程に基づく退職一時金制度に加え、退職給付金の一部については適格退職年金制度を採用しています。

- イ 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務の額	2,668,378 千円
② 年金資産の額	876,974 千円
③ 退職給付引当金の額	1,791,403 千円
④ 過去勤務債務の未処理額	- 千円
⑤ 会計基準変更時差異の未処理額	- 千円

- ウ 退職給付費用の内訳

① 退職給付引当金に繰入れた退職給付費用の額	97,174 千円
② 上記①のうち過去勤務債務の費用処理額	- 千円
③ 上記①のうち会計基準変更時差異の費用処理額	- 千円
④ 臨時に支払った割増退職金の額	7,401 千円
⑤ その他	△104 千円

- エ 退職給付債務等の計算基礎

- ① 在籍する職員については、適格退職年金制度に移行した部分も含めた退職給付金制度全体としての自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については、年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務としています。
- ② 過去勤務債務の処理年数 1 年
- ③ 会計基準変更時差異の処理年数 1 年

- 16 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき存続組合から将来見込額として示された特別業務負担金の金額

法定福利費(又は人件費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成17年3月現在における平成44年3月までの特別業務負担金の将来見込額は36,133千円となっています。

(損益計算書注記)

- 1 重要な会計方針の変更

- (1) 17年度より、直売所の委託品の経理方法を受入れ販売経理から委託手数料経理に変更いたしました。これにより前年度までの経理方法と比べ、その他の事業収益及びその他の事業費用ともに57,330千円少なくなりました。

- (2) 会計基準の改正にともない、当期より固定資産減損会計を適用しています。この変更により、従来の方法による場合と比較して特別損失は30,665千円増加し、税引前当期利益は30,665千円減少しています。

当組合は、固定資産の減損会計の適用に伴う資産のグルーピングについては、管理会計の単位としている金融店舗を基本的にグルーピングし、営農経済センター、農機センター、直売所、ライスセンター、カントリーエレベーターについては、地域の共有資産とし、本店、LPGセンター、生活センターについては、JA全体の共有資産としております。

- (3) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容及び貸借対照表計上額は次のとおりです。(単位：千円)

内容	貸借対照表計上額
その他有価証券	10,824
(株)農協観光他5社	10,824

- (4) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。(単位：千円)

		当期末以降の償還予定期			
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券	国債	-	-	2,634,835	-
	地方債	-	-	1,374,158	-
	政府保証債	-	-	399,047	-
	金融債	-	492,812	-	-
	特殊法人債	-	-	-	-
満期保有目的の債券	国債	-	100,000	-	-
	地方債	-	-	1,596,791	-
	政府保証債	-	-	199,706	-
	金融債	399,986	3,400,000	-	-
	特殊法人債	199,996	-	399,940	-
合計	599,982	3,992,812	6,595,477	-	

6. 退職給付に関する注記

- (1) 退職給付に関する注記

- ① 採用している退職給付制度

退職給付と規程に基づく退職一時金制度に加え、退職給付金の一部については適格退職年金制度(及び他特定退職金共済制度)を採用しています。

- ② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	2,700,250 千円
年金資産	900,842 千円
退職給付引当金	1,799,407 千円

- ③ 退職給付費用の内訳

退職給付引当金に繰入れた退職給付費用の額	91,839 千円
臨時に支払った割増退職金の額	23,624 千円
その他	△100 千円

- ④ 退職給付債務等の計算基礎

在籍する職員については、適格退職年金制度に移行した部分も含めた退職給付金制度全体としての自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については、年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務としています。

過去勤務債務の処理年数	1 年
会計基準変更時差異の処理年数	1 年

- (2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき存続組合から将来見込額として示された特別業務負担金の額

人件費(法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金を含めて計上しています。

なお、同組合より示され平成19年3月現在における平成44年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、389,076千円となっています。

2 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示しております。

3 減損損失の計上

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュフローを生み出さないため、共用資産と認識し、各事業所については、地域の支店と相互に関連しているため、地域の共有資産と認識しております。

イ 減損損失を認識した資産または資産グループの概要
当期に減損を計上した固定資産は、次の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
本庄市	遊休	土地	業務外固定資産
上里町	遊休	建物、機械装置	業務外固定資産
美里町	遊休	建物、構築物、機械装置	業務外固定資産
旧児玉町	遊休	建物、機械装置	業務外固定資産
神川町	遊休	建物	業務外固定資産

ロ 減損損失の認識に至った経緯

固定資産等について、減損の兆候を測定した結果、業務用固定資産については兆候がありませんでしたが、業務外固定資産の遊休資産において、処分可能額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

ハ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

（単位：千円）

	土地	建物	構築物	機械装置	市町別合計
本庄市	1,082				1,082
上里町				233	233
美里町		13,744	732	1,623	16,099
旧児玉町		4,380		2,736	7,116
神川町		6,133			6,113
合 計	1,082	24,257	732	4,592	30,665

二 回収可能価額について

土地の回収可能価格は、正味売却額として、固定資産評価額に基づき算定し、建物、構築物、機械装置の回収可能価格については、使用価値を採用しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

（単位：千円）

繰 延 税 金 資 産	
項 目	金 額
役員退任慰労引当金	8,228
退職給付引当金	459,069
貸倒引当金超過額	109,232
賞与引当金	14,253
期日指定定期貯金未払利息過大計上額	171
一括償却資産限度超過額	278
その他有価証券時価評価差損	11,532
貸出金利息自己否認	3,169
J A商品券	2,023
賞与引当金繰入法廷福利費	1,769
年度未催事	1,049
減損損失（土地）	330
減損損失（建物等）償却超過額	8,303
上里農機借地権	244
未払事業税	3,936
小 計	623,592
評価性引当額	△114,354
繰延税金資産合計	509,237
繰 延 税 金 負 債	
項 目	金 額
その他有価証券評価差益	
全農外部出資評価益	8,319
繰延税金負債合計	8,319
繰延税金資産の純額	500,918

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 （単位：％）

	法 定 実 効 税 率	30.5
調	交際費等の損金不算入額	7.0
	受取配当等の益金不算入額	△0.4
	住民税均等割額	2.6
	評価性引当額の増減	△2.5
整	その他	△4.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	平成18年3月期 (総代会承認日 平成18年6月27日)		平成19年3月期 (総代会承認日 平成19年6月27日)	
	I 当期末処分剰余金		472,579	
II 剰余金処分額		231,639		455,763
利益準備金	50,000		30,000	
出資配当金	31,639		15,763	
特別配当金	0		0	
任意積立金	150,000		410,000	
うち目的積立金			380,000	
うち特別積立金	150,000		30,000	
III 次期繰越剰余金		240,939		254,842

平成18年3月期および平成19年3月期の各期における次期繰越剰余金には、教育・生活・文化改善の費用に充てるための教育情報繰越金が、それぞれ10,000千円、5,000千円含まれています。

注1：出資配当の基準 平成18年3月期 2.0% 平成19年3月期 1.0%

確 認 書

- 1 私は、平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

平成19年7月1日
埼玉ひびきの農業協同組合
代表理事組合長 鯨井 武明 ㊞

各種事業の状況

信用事業の状況

貯金

貯金の科目別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種類	平成18年3月期		平成19年3月期		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	41,942,345	35.2	43,463,606	36.3	1,220,580
定期性貯金	76,967,985	64.7	76,123,624	63.6	△844,361
その他の貯金	49,920	0.0	77,899	0.0	27,979
計	118,960,250	100.0	119,665,129	100.0	708,879
譲渡性貯金	0	0.0	0	0.0	0
合計	118,960,250	100.0	119,669,129	100.0	708,879

注1：流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2：定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高の内訳

(単位：千円、%)

種類	平成18年3月期		平成19年3月期		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	73,937,738	100.0	73,665,373	100.0	△272,365
うち固定自由金利定期	73,911,451	99.9	73,639,588	99.9	△271,863
うち変動自由金利定期	26,287	0.0	25,785	0.0	△502

注1：固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2：変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

貸出金

貸出金の科目別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種類	平成18年3月期		平成19年3月期		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
割引手形	0	0.0	0	0.0	
手形貸付金	62,790	0.4	19,790	0.1	△43,000
証書貸付金	12,759,395	96.9	13,845,051	97.5	1,085,656
当座貸越	346,823	2.6	325,035	2.3	△21,788
合計	13,169,008	100.0	14,189,876	100.0	1,020,868

貸出金の金利条件別の内訳

(単位：千円、%)

種類	平成18年3月期		平成19年3月期		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	5,280,404	40.5	6,367,811	41.8	1,087,477
変動金利貸出	7,742,105	59.4	8,861,906	58.2	1,119,801
合計	13,022,509	100.0	15,229,787	100.0	2,207,278

貸出金の担保別の残高と構成比

(単位:千円、%)

種 類	平成18年3月期		平成19年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金・積金担保	447,120	3.4	386,451	2.5	△60,669
有価証券担保	58,850	0.5	43,127	0.3	△15,723
動 産 担 保	—	—	—	—	—
不 動 産 担 保	921,658	7.1	805,827	5.3	△115,831
そ の 他 の 担 保	217,271	1.7	232,160	1.5	14,889
計	1,644,899	12.7	1,467,565	9.6	△176,706
農業信用基金協会保証	8,438,375	64.8	9,252,055	60.7	813,680
そ の 他 の 保 証	2,683,790	20.6	3,108,346	20.4	424,556
計	11,122,165	85.3	12,360,401	81.1	1,238,236
信 用	255,445	1.9	1,401,821	9.3	1,146,376
合 計	13,022,509	100.0	15,229,787	100.0	2,207,278

貸出金の使途別の内訳

(単位:千円、%)

種 類	平成18年3月期		平成19年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	3,619,746	68.9	4,618,389	69.4	998,643
運 転 資 金	1,633,876	31.1	2,040,077	30.6	406,021
合 計	5,253,622	100.0	6,658,466	100.0	1,404,844

業種別の貸出金残高と構成比

(単位:千円、%)

種 類	平成18年3月期		平成19年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農 業	6,315,917	48.5	6,276,467	41.2	△39,450
林 業					
漁 業					
鉱 業					
建 設 業	14,973	0.1	30,459	0.2	15,486
製 造 業	146,369	1.1	243,676	1.6	97,307
電気・ガス・熱供給・水道業	34,376	0.3	15,230	0.1	△19,146
運 輸 業	28,458	0.2	45,689	0.3	17,231
情 報 通 信 業			21,699	0.1	21,699
卸 売 ・ 小 売 業	45,343	0.3	60,919	0.4	15,576
金 融 ・ 保 険 業	19,573	0.1	1,311,325	8.6	1,291,752
不 動 産 業	6,648	0.0	30,459	0.2	23,811
飲食店、宿泊業					
医 療 ・ 福 祉					
教育、学習支援業					
サ ー ビ ス 業	140,962	1.1	228,446	1.5	87,484
地 方 公 共 団 体	1,985,429	15.2	2,091,887	13.7	106,458
そ の 他	4,284,461	32.9	4,873,531	32.0	589,070
合 計	13,022,509	100.0	15,229,787	100.0	2,207,278

有価証券

有価証券の種類別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	平成18年3月期		平成19年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
国 債	3,185,598	27.4	2,919,941	26.3	△265,657
地 方 債	2,531,929	21.8	2,993,950	27.0	462,021
社 債	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	1,179,595	10.1	1,107,829	10.0	△71,766
金 融 債	4,707,021	40.5	4,061,880	36.7	△645,141
株 式	—	—	—	—	—
外 国 債 券	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—
合 計	11,604,143	100.0	11,083,600	100.0	△520,543

商品有価証券の種類別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	平成18年3月期		平成19年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
商 品 国 債	—	—	—	—	—
商 品 地 方 債	—	—	—	—	—
商 品 政 府 保 証 債	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

有価証券の残存期間別の残高

平成18年3月期

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	300,000	302,872	2,680,816	0	0	3,283,688
地 方 債	0	0	2,945,266	0	0	2,945,266
政 保 債	299,996	0	582,081	0	0	882,077
金 融 債	900,468	3,086,933	0	0	0	3,987,401
特殊法人債	0	199,983	199,963	0	0	399,946
社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 債 券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—
合 計	1,500,464	3,589,788	6,408,126	0	0	11,498,378

平成19年3月期

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	100,000	2,634,835	—	—	2,734,835
地 方 債	—	—	2,970,949	—	—	2,970,949
政府保証債	—	—	589,753	—	—	589,753
金 融 債	399,986	3,892,812	—	—	—	4,292,798
特殊法人債	199,996	—	399,940	—	—	599,936
その他の証券	—	—	—	—	—	—
合 計	599,982	3,992,812	6,595,477	—	—	11,188,271

保有有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

【1】有価証券

1 売買目的有価証券

当JAは、平成18年3月期及び平成19年3月期における売買目的有価証券の残高はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成18年3月期					平成19年3月期				
	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち		貸借対照表 計上額	時価	差額	うち	
				益	損				益	損
国 債	400	401	1	1	0	100	101	1	1	－
地 方 債	1,596	1,557	△38	0	38	1,596	1,583	△13	－	13
政 保 債	499	497	△2	0	2	199	200	1	1	－
金 融 債	3,099	3,068	△31	0	31	3,799	3,795	△4	12	16
特殊法人債	399	395	△4	0	4	599	601	2	3	1
合 計	5,995	5,920	△75	1	76	6,296	6,282	△13	17	31

注1：時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成18年3月期					平成19年3月期				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち	
				益	損				益	損
株 式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
債 券	5,643	5,502	△141	0	141	4,929	4,891	△37	－	49
国 債	2,947	2,883	△63	0	63	2,632	2,634	1	11	9
地方債	1,397	1,348	△48	0	48	1,397	1,374	△23	－	23
政保債	398	382	△16	0	16	398	390	△8	－	8
金融債	899	887	△12	0	12	500	492	△7	－	7
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5,463	5,502	△141	0	141	4,929	4,891	△37	11	49

注1：時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

4 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

当JAは、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で、時価のあるものはありません。

5 時価のない有価証券の主な内容と貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成18年3月期	平成19年3月期
満期保有目的の債券	0	0
小会社・子法人及び関連法人株式・子会社株式	0	0
その他有価証券 非上場株式 買入金銭債権	12	10

【2】金銭の信託

当JAは、運用目的・満期保有目的・その他の金銭の信託にかかる契約はありません。

リスク管理債権及び金融再生法開示債権

● 農業協同組合法に基づくリスク管理債権
(単位:千円)

	平成18年3月期	平成19年3月期
破綻先債権額 (注①)	0	0
延滞債権額 (注②)	834,522	870,131
3カ月以上延滞債権額 (注③)	20,949	43,170
貸出条件緩和債権額 (注④)	18,152	17,406
リスク管理債権合計	873,622	930,707

● 金融再生法に基づく開示債権
(単位:千円)

	平成18年3月期	平成19年3月期
破産更生債権及び これに準ずる債権 (注A)	164,391	196,230
危険債権 (注B)	671,775	681,483
要管理債権 (注C)	53,778	60,576
小 計	889,944	938,289
正常債権 (注D)	12,163,548	14,321,494
開示対象債権合計	13,053,492	15,260,213

注① 破綻先債権：元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

注② 延滞債権：未収利息不計上貸出金であって、注①に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。

注③ 3カ月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（注①、注②に掲げるものを除く。）をいう。

注④ 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注①、注②及び注③に掲げるものを除く。）をいう。

注A 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注B 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

注C 要管理債権：「3月以上延滞債権」（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権（注A及び注Bに該当する債権を除く。）をいう。）及び「貸出条件緩和債権」（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（注A及び注Bに該当する債権並びに「3月以上延滞債権」を除く。）をいう。）をいう。

注D 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注Aから注Cまでに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

※ 金融再生法（「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年10月16日法律第132号）をいう。以下同じ。）に基づく開示債権は、JAバンクの方針に基づき平成16年3月期より開示するものです。

● 農業協同組合法リスク管理債権の保全状況（平成19年3月期）

(単位:千円,%)

	債権額 (A)	保 全 額			保全率 (B)/(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
破 綻 先 債 権	0	—	—	—	—
延 滞 債 権	870,131	541,037	253,904	794,941	91.3
3ヶ月以上延滞債権	43,170	43,156	—	43,156	99.9
貸出条件緩和債権	17,406	5,544	—	5,544	31.9
リスク管理債権合計	930,707	589,737	253,904	843,641	90.6

注1 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

注2 貸倒引当金は、リスク管理債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

●金融再生法開示債権の保全状況（平成19年3月期）

(単位:千円,%)

	債権額 (A)	保 全 額			保全率 (B)/(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	196,230	67,388	125,813	193,201	98.4
危険債権	681,483	473,649	132,644	606,293	88.9
要管理債権	60,576	47,741	4,222	51,963	85.7
小計	938,289	588,778	262,679	851,457	90.7
正常債権	14,321,494				
開示対象債権債権合計					

注1 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

注2 貸倒引当金は、金融再生法開示債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

貸倒引当金

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位:千円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	摘要	
			目的使用	その他			
一般貸倒引当金	平成18年3月期	87,299	64,072	0	☆87,299	64,072	☆洗替による取崩
	平成19年3月期	64,072	11,702		-	75,774	
個別貸倒引当金	平成18年3月期	350,421	346,069	0	※350,421	346,069	※主として税法による取崩
	平成19年3月期	346,069	-	-	16,345	329,723	
合計	平成18年3月期	437,720	410,141	0	437,720	410,141	
	平成19年3月期	410,141	11,702	-	16,345	405,499	

注1 貸倒引当金は、信用事業に係る引当金ですので、貸借対照表の残高とは異なります。

注2 個別貸倒引当金とは、自己査定に基づき、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分した債務者に係る貸出金について、所定の担保等処分可能見込額（保証による回収可能額を含む。）を、債権現在額から控除した残額を計上したものです。

また、一般貸倒引当金は、前記以外の債権について、過去の一定期間の貸倒実績率を乗じて計上したものです。

貸出金償却額

(単位:千円)

種 類	平成18年3月期	平成19年3月期
貸出金償却額	-	-

信用事業関連経営指標

利益総括表

(単位:千円、%)

種 類	平成18年3月期	平成19年3月期	増 減
資金運用収支	910,880	863,511	△47,369
資金運用収益	944,074	978,008	33,934
資金運用費用	33,194	114,497	81,303
役務取引等収支	32,162	30,544	△1,618
役務取引等収益	36,591	35,586	△1,005
役務取引等費用	4,429	5,042	613
その他信用事業収支	△74,580	△63,023	11,557
その他信用事業収益	11,411	45,195	33,784
その他信用事業費用	85,991	108,218	22,227
信用事業粗利益	868,462	831,031	19,555
信用事業粗利益率	0.71%	0.67%	△0.04%
事業粗利益	2,388,598	2,307,573	81,025
事業粗利益率	1.78%	1.72%	△0.06%

注：信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	122,411,348	944,072	0.77%	123,097,352	978,007	0.79%
うち貸出金	13,169,008	291,955	2.22%	14,189,876	287,649	2.02%
うち商品有価証券	—	—	0.00%	—	—	0.00%
うち有価証券	11,882,179	136,396	1.15%	11,134,551	133,098	1.19%
うちコールローン	—	—	0.00%	—	—	0.00%
うち買入手形	—	—	0.00%	—	—	0.00%
うち預 金	97,134,193	515,721	0.53%	97,772,925	557,260	0.56%
資金調達勘定	119,093,751	32,902	0.03%	119,793,768	109,585	0.09%
うち貯金・定積	118,960,250	29,534	0.02%	119,665,129	109,472	0.09%
うち譲渡性貯金	—	—	0.00%	—	—	0.00%
うち借入金	133,501	3,368	2.52%	128,639	3,261	2.53%
総資金利ざや			0.75%			0.70%

注：総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定平均残高（貯金＋定期積金＋借入金）

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	平成18年3月期 増 減 額	平成19年3月期 増 減 額		平成18年3月期 増 減 額	平成19年3月期 増 減 額
受 取 利 息	△129	44,536	支 払 利 息	△1,883	80,111
うち貸出金	6,216	△4,305	うち貯金・定積	△1,707	80,150
うち商品有価証券	—	—	うち譲渡性貯金	—	—
うち有価証券	△7,078	△3,298	うち借入金	△176	△39
うちコールローン	—	—			
うち買入手形	—	—	差 引	△1,754	△35,575
うち預 金	733	52,139			

注：増減額は、前年度対比です。

貯貸率・貯証率

(単位：千円、%)

項 目	平成18年3月期	平成19年3月期	増 減	
貯金・積金期末残高 (A)	118,805,380	118,754,933	△50,448	
貸出金期末残高 (B)	13,022,509	15,229,787	2,207,278	
貯貸率	期末 (B/A)	10.96%	12.82%	1.86%
	期中平均	11.07%	11.85%	0.78%

有価証券期末残高 (C)	平成18年3月期	平成19年3月期	増 減	
11,498,380	11,188,272	△310,108		
貯証率	期末 (C/A)	9.68%	9.42%	0.26%
	期中平均	9.99%	9.30%	0.69%

共済事業の状況

長期共済新契約高と保有契約高

(単位：千円、%)

種 類	平成18年3月期		平成19年3月期	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
終 身 共 済	14,956,590	190,908,710	12,541,470	184,956,850
定 期 生 命 共 済	2,000	3,700	16,500	20,200
養 老 生 命 共 済	12,551,980	210,223,430	10,419,500	194,789,860
うちこども共済	598,500	7,813,490	368,400	7,829,390
医 療 共 済	72,200	85,200	12,700	94,400
が ん 共 済	29,500	286,500	16,500	285,500
定 期 医 療 共 済	100,300	221,000	904,100	1,107,600
建 物 更 生 共 済	20,238,800	165,827,430	16,588,390	163,380,380
合 計	47,951,370	567,555,970	40,499,160	544,677,790
年 金 共 済	97,300	1,210,660	67,820	1,227,470
うち年金開始前	97,300	971,300	67,820	972,530
うち年金開始後		239,360		254,940

注1：金額は、保障金額（年金共済は年金年額）を表示しております。

注2：こども共済は、養老生命共済の内書を表示しております。

注3：JA共済は、平成17年4月1日から、JAと全国共済連との共同元受となり、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合に当JAと全国共済連とが共同して共済責任を果たしてゆきますのでご安心してご利用ください。（短期共済についても同様です。）。

短期共済契約高

(単位：千円)

種 類	平成18年3月期契約高	平成19年3月期契約高
火 災 共 済	21,121,000	28,851,250
傷 害 共 済	479,000	793,288
自 動 車 共 済	17,270 (件)	17,133 (件)
自 賠 責 共 済	12,467 (台)	12,098 (台)

その他事業の状況

購買品目別取扱高

生産資材の取扱高

(単位：千円)

種 類	平成18年3月期		平成19年3月期		
	取扱高	手数料	取扱高	手数料	
生産資材	肥 料	347,769	52,224	338,028	51,957
	農 薬	225,626	26,107	201,195	25,103
	飼 料	459,232	14,095	438,946	12,388
	農 業 機 械	318,494	63,158	349,123	63,526
	自 動 車	114,857	16,580	126,508	18,050
	燃 料	783,059	63,538	793,044	63,241
	そ の 他	756,857	105,566	728,628	90,834
	小 計	3,005,896	341,270	2,975,469	325,103

生活資材の取扱高

(単位：千円)

種 類	平成18年3月期		平成19年3月期		
	取扱高	手数料	取扱高	手数料	
生活物資	食 品	330,191	58,661	313,493	55,070
	衣 料 品	11,614	1,736	9,524	1,398
	耐久消費財	59,233	9,436	35,552	8,015
	日用保健雑貨	62,830	4,380	80,695	5,385
	家庭燃料	179,830	105,468	168,781	96,404
	そ の 他	428,637	57,117	461,969	60,846
	小 計	1,072,339	236,802	1,070,014	227,124
購買品取扱高合計	4,078,236	578,072	4,045,483	552,228	

受託品販売品目取扱高

(単位：千円)

種 類	平成18年3月期	平成19年3月期
米	278,076	204,840
麦・豆・雑穀	567,180	566,484
野 菜	5,264,344	5,002,542
果 実	172,732	158,225
花き・花木	334,409	398,432
畜 産 物	1,599,173	1,509,327
林 産 物	—	—
そ の 他	14,546	13,096
合 計	8,230,460	7,852,950

指導事業収支

(単位：千円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
補 助 金	4,338	3,682
実 費 収 入	2,642	7,065
収 入 計	6,980	10,748
営 農 改 善 費	4,791	8,507
生 活 改 善 費	2,732	2,385
組 織 活 動 費	21,739	22,127
相 談 活 動 費	845	824
教 育 情 報 費	4,569	5,215
その他指導費用	636	589
支 出 計	35,314	39,651
差 引	△28,333	△28,902

自己資本比率・利益率

自己資本比率

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成19年3月末における自己資本比率は、20.12%となりました。なお、平成19年3月末より新たな基準に基づき自己資本比率を算出しております。

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成16年度より3か年計画で増資運動に取り組んでおり、平成18年度末の出資金額は、15.8億円となっています。

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	平成18年3月期	平成19年3月期
基本的項目 (A)	6,855,717	6,993,497
出資金 (うち後配出資金)	1,585,913	1,580,328
回転出資金		
資本準備金	15,263	15,263
利益準備金	1,981,580	2,011,580
任意積立金	3,130,241	3,160,241
次期繰越剰余金	240,939	254,842
処分未済持分		△2,478
その他有価証券の評価差損	△98,219	△26,279
営業権相当額	△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△
補完的項目 (B)	64,072	75,775
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額		
一般貸倒引当金	64,072	75,775
負債性資本調達手段等		
負債性資本調達手段		
期限付劣後債務		
補完的項目不算入額	△	△
自己資本総額 (C)=(A)+(B)	6,919,789	7,069,272
控除項目 (D)	0	0
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
控除項目不算入額	△	△
自己資本額 (E)=(C)-(D)	6,919,789	7,069,272
リスク・アセット等計 (F)	29,396,081	35,130,049
資産(オン・バランス)項目	29,396,081	30,533,985
オフ・バランス取引項目		0
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		4,596,063
基本的項目比率 (A)/(F)	23.32%	19.90%
自己資本比率 (E)/(F)	23.53%	20.12%

(注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。

2. 当組合は、信用リスク・アセットの算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎

的手法を採用しています。

3. 平成17年度の記載については、新基準による改正点「オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額」等の項目をハイフン(-)とし、その他の項目については、旧基準の数値を新基準項目に照らし記載しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	平成18年3月期			平成19年3月期		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け				—	—	—
我が国の地方公共団体向け				5,068,397	0	
我が国の政府関係機関向け				1,191,684	60,138	24,052
地方三公社向け				394,810	75,850	3,034
金融機関及び証券会社向け				100,691,496	21,049,680	841,987
法人等向け				675,202	68,821	2,752
中小企業等個人向け				984,722	443,838	17,753
抵当権付住宅ローン				120,999	39,419	1,576
不動産取得等事業向け				—	—	—
3月以上延滞等				464,275	323,040	12,921
信用保証協会等及び株式会社産業再生機構保証付				9,274,077	912,876	36,515
共済約款貸付				104,444	0	
出資等				3,297,983	3,297,983	131,919
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産				—	—	—
上記以外				743,276	610,976	24,439
固定資産・その他				3,651,360	3,651,360	146,054
合計				129,800,250	30,533,985	1,221,359

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであります。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：千円)

平成18年3月期		平成19年3月期	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
		4,596,063	183,842

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷ 8%

③ 所要自己資本額 (単位：千円)

平成18年3月期		平成19年3月期	
リスク・アセット (分母) 合計 (a)	所要自己資本額 (b=a×4%)	リスク・アセット (分母) 合計 (a)	所要自己資本額 (b=a×4%)
		30,533,985	1,221,359

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：千円)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
信用リスク 期末残高					129,800,250	3,189,491	920,592	0
信用リスク 平均残高					53,801,404	6,270,323	10,229,673	0

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。

③ 信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：千円)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
国内					129,800,250	15,425,493	11,199,568	0
国外					0	0	0	0
合計					129,800,250	15,425,493	11,199,563	0

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。

④ 信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：千円又は百万円)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
法人	農業				874,058	855,256		
	林業							
	水産業							
	製造業							
	鉱業							
	建設・不動産業				100,464		100,464	
	電気・ガス・熱供給・水道業							
	運輸・通信業				500,977		500,977	
	金融・保険業				100,682,336	1,139,226	4,302,272	
	卸売・小売・飲食・サービス業				370	370		
	日本国政府・地方公共団体				8,387,848	2,091,995	6,295,850	
	その他				8,267,958	462,737		
個人				10,986,239	10,875,909			
合計				129,800,250	15,425,493	11,199,563		

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

⑤ 信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：千円)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
1年以下					96,619,673	777,703	601,335	
1年超3年以下					2,099,862	597,410	1,502,452	
3年超5年以下					3,504,866	905,861	2,598,804	
5年超7年以下					2,930,337	847,448	2,082,889	
7年超					15,986,391	11,572,302	4,414,089	
期限の定めのないもの					8,659,121	724,769	—	
合計					129,800,250	15,425,493	11,199,569	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。

⑥ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：千円)

	平成18年3月期	平成19年3月期
国内		464,275
国外		0
合計		464,275

(注)「3月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

⑦ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：千円)

		平成18年3月期	平成19年3月期
法人	農業		34,683
	林業		
	水産業		
	製造業		
	鉱業		
	建設・不動産業		
	電気・ガス・熱供給・水道業		
	運輸・通信業		
	金融・保険業		
	卸売・小売・飲食・サービス業		
	日本国政府・地方公共団体		
	その他		3,283
	個人		426,309
合計		464,275	

(注)「3月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している

エクスポージャーほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

⑧ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	平成18年3月期				平成19年3月期						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
			目的使用	その他				目的使用	その他		
一般貸倒引当金			—			64,072	11,703	—		75,775	
個別貸倒引当金						346,069			16,346	329,723	
国 内											
	国 外										
法 人	農業										
	林業										
	水産業										
	製造業										
	鉱業										
	建設・不動産業										
	電気・ガス・熱供給・水道業										
	運輸・通信業										
	金融・保険業										
	卸売・小売・飲食・サービス業										
	日本国政府・地方公共団体										
	その他										23,293
	個 人										306,430

⑨ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目		平成18年3月期	平成19年3月期
法 人	農業		
	林業		
	水産業		
	製造業		
	鉱業		
	建設・不動産業		
	電気・ガス・熱供給・水道業		
	運輸・通信業		
	金融・保険業		
	卸売・小売・飲食・サービス業		
	日本国政府・地方公共団体		
	その他		
	個 人		—
合 計		—	—

⑩ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：千円)

		平成18年3月期			平成19年3月期		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%					8,310,361	8,310,361
	リスク・ウエイト10%					9,730,141	9,730,141
	リスク・ウエイト20%					99,931,521	99,931,521
	リスク・ウエイト35%					112,628	112,628
	リスク・ウエイト50%					205,748	205,748
	リスク・ウエイト75%					616,206	616,206
	リスク・ウエイト100%				68,821	8,891,183	8,960,004
	リスク・ウエイト150%					150,039	150,039
	その他						
自己資本控除額							
計					68,821	127,947,827	128,016,648

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と自組合貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付A-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

また、貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジ ット・デ リバテ ィブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジッ ト・デリ バティ ブ
我が国の政府関係機関向け					590,302	
地方三公社向け					15,559	
金融機関向け及び証券会社向け						
法人等向け				2,344	604,037	
中小企業等向け及び個人向け				130,198		
抵当権住宅ローン						
不動産取得等事業向け						
3月以上延滞等				29,894		
証券化						
その他				10,970		

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「証券化」とは、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取り立て未済手形・未決済取引・右記以外（固定資産等が含まれます）
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(記載例)

「出資等又は株式等」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェ

ックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	平成18年3月期		平成19年3月期	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場				
非上場				
合計	—	—	—	—

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：千円)

	平成18年3月期			平成19年3月期		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場						
非上場						
合計	—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等)

(単位：千円)

	平成18年3月期		平成19年3月期	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場				
非上場				
合計	—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・換券会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

	平成18年3月期		平成19年3月期	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場				
非上場				
合計	—	—	—	—

7. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当組合では、市場金利が上下に2.0%変動した時に受ける金利リスク量を算出しています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク 674百万円

=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量（▲）

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 （単位：千円）

	平成18年3月期	平成19年3月期
金利ショックに対する損益・ 経済価値の増減額		674,093

利益率

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
総資産経常利益率	0.22 %	0.15 %
資本経常利益率	4.47 %	2.88 %
総資産当期純利益率	0.14 %	0.07 %
資本当期純利益率	2.90 %	1.29 %

※ 総資産経常利益率＝経常利益/総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

※ 資本経常利益率＝経常利益/資本勘定平均残高×100

※ 総資産当期純利益率＝当期純利益/総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

※ 資本当期純利益率＝当期純利益/資本勘定平均残高×100

J A 埼玉ひびきの沿革（あゆみ）

- 9 年 4 月 1 日 J A 埼玉ひびきの誕生
(被合併組合) J A 埼玉本庄. J A 上 里 町. J A 埼玉美里
J A 児 玉 町. J A 神 川. J A 神 泉 村
- 9 年 1 0 月 1 日 第 1 期 総 代 選 挙 (任 期 : 平 成 9 年 1 0 月 1 日 ~ 平 成 1 2 年 9 月 3 0 日 迄)
- 9 年 1 1 月 2 9 日 第 1 回 臨 時 総 代 会 場 所 : 美 里 町 遺 跡 の 森 館
- 1 0 年 6 月 6 日 第 1 回 通 常 総 代 会 場 所 : 本 庄 市 民 文 化 会 館
- 1 0 年 9 月 5 日 支 店 運 営 協 議 会 発 足
- 1 1 年 6 月 1 2 日 第 2 回 通 常 総 代 会 場 所 : 児 玉 町 総 合 文 化 会 館 「セ ル デ ィ」
- 1 2 年 6 月 2 4 日 第 3 期 通 常 総 代 会 場 所 : 児 玉 町 総 合 文 化 会 館 「セ ル デ ィ」
- 1 2 年 1 0 月 1 日 第 2 期 総 代 選 挙 (任 期 : 平 成 1 2 年 1 0 月 1 日 ~ 平 成 1 5 年 9 月 3 0 日 迄)
- 1 2 年 1 1 月 9 日 第 2 回 臨 時 総 代 会 場 所 : 児 玉 集 出 荷 セ ン タ ー
- 1 3 年 6 月 2 3 日 第 4 回 通 常 総 代 会 場 所 : 本 庄 市 民 文 化 会 館
- 1 3 年 1 2 月 1 5 日 第 3 回 臨 時 総 代 会 場 所 : 児 玉 集 出 荷 セ ン タ ー
- 1 4 年 6 月 1 5 日 第 5 回 通 常 総 代 会 場 所 : 児 玉 町 総 合 文 化 会 館 「セ ル デ ィ」
- 1 4 年 1 1 月 2 0 日 第 4 回 臨 時 総 代 会 場 所 : 児 玉 集 出 荷 セ ン タ ー
- 1 5 年 6 月 2 1 日 第 6 回 通 常 総 代 会 場 所 : 児 玉 町 総 合 文 化 会 館 「セ ル デ ィ」
- 1 5 年 1 0 月 1 日 第 3 期 総 代 選 挙 (任 期 : 平 成 1 5 年 1 0 月 1 日 ~ 平 成 1 8 年 9 月 3 0 日 迄)
- 1 6 年 6 月 2 4 日 第 7 回 通 常 総 代 会 場 所 : 児 玉 町 総 合 文 化 会 館 「セ ル デ ィ」
- 1 7 年 1 月 2 7 日 第 5 回 臨 時 総 代 会 場 所 : 児 玉 支 店
- 1 7 年 6 月 1 5 日 第 8 回 通 常 総 代 会 場 所 : 児 玉 町 総 合 文 化 会 館 「セ ル デ ィ」
- 1 8 年 6 月 2 7 日 第 9 回 通 常 総 代 会 場 所 : 本 庄 市 児 玉 総 合 文 化 会 館 「セ ル デ ィ」
- 1 8 年 1 0 月 1 日 第 4 期 総 代 選 挙 (任 期 : 平 成 1 8 年 1 0 月 1 日 ~ 平 成 2 1 年 9 月 3 0 日 迄)
- 1 9 年 6 月 2 7 日 第 1 0 回 通 常 総 代 会 場 所 : 本 庄 市 児 玉 総 合 文 化 会 館 「セ ル デ ィ」

店舗等一覧（JA埼玉ひびきの）

本庄市

本店	本庄市若泉 1-11-27	0495-24-7711	ATM1台
本庄北支店	本庄市 642-2	0495-24-1525	ATM1台
本庄南支店	本庄市北堀 249-1	0495-24-1535	ATM2台
地域開発課	本庄市北堀 249-1	0495-24-7768	
児玉支店	本庄市児玉町吉田林 48-1	0495-72-1244	ATM2台
本庄営農センター	本庄市 628-1	0495-24-4364	
本庄経済センター	本庄市 628-1	0495-24-3288	
児玉営農経済センター	本庄市児玉町蛭川 239	0495-72-2998	
本庄農機自動車センター	本庄市若泉 1-11-27	0495-22-1828	
児玉農機センター	本庄市児玉町吉田林 392-1	0495-72-5307	
本庄直売所（あおぞら館）	本庄市新田 643-2	0495-25-4183	
本庄直売所（湯かっこ）	本庄市東五十子 167-3	0495-24-1831	
児玉直売所	本庄市児玉町吉田林 391-1	0495-72-2818	
ガスセンター	本庄市児玉町吉田林 48-1	0495-72-8110	
ヘルパーステーション	本庄市児玉町吉田林 48-1	0495-72-1245	
饅頭加工所	本庄市児玉町吉田林 48-1	0495-72-1251	
生活センター	本庄市児玉町吉田林 48-1	0495-72-8778	
アグリホール児玉	本庄市児玉町蛭川 285	0495-72-8171	

上里町

上里支店	上里町大字七本木 165-3	0495-33-0549	ATM2台
上里営農経済センター	上里町大字帯刀 808-1	0495-34-1611	
上里農機センター	上里町大字七本木 165-3	0495-33-7585	
アグリホール上里	上里町大字神保原町 764	0497-35-3152	ATM1台
上里直売所	上里町大字七本木 165-3	0495-33-6871	
上里カントリーエレベーター	上里町大字帯刀 808-1	0495-34-1280	

美里町

美里支店	美里町大字木部 327-1	0495-76-3131	ATM2台
美里営農経済センター	美里町大字古郡 496-1	0495-76-0211	
美里農機センター	美里町大字木部 327	0495-76-4398	
美里給油所	美里町大字甘粕 10-5	0495-76-0961	
美里直売所（万葉の里）	美里町大字猪俣 2321-1	0495-76-2104	

神川町

神川支店	神川町大字関口 83-1	0495-77-2401	ATM2台
神川営農経済センター	神川町大字関口 83-1	0495-77-2617	
神泉地区総合センター	神川町大字下阿久原 590-1	0274-52-2107	
神川農機センター	神川町大字関口 83-1	0495-77-1887	
神川給油所	神川町大字関口 149	0495-77-3159	
神川直売所（神川グリーンピア）	神川町大字八日市 10-1	0495-77-0355	
神川ゆ〜ゆ〜ランド直売所	神川町大字小浜 709	0495-74-2145	

開示項目一覽

農業協同組合法施行規則第204条

1	業務の運営の組織	20	(5) 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	41
2	理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	20	(6) 貯貸率の期末値及び期中平均値	46
3	事務所の名称及び所在地	60	【有価証券に関する指標】	
4	組合の主要な業務の内容	21	(1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債及び商品政府保証債の区分)の平均残高	42
5	直近の事業年度における事業の概況	29	(2) 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	42
6	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	30	(3) 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	42
	(1) 経常収益(農業協同組合にあっては、第151条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	30	(4) 貯証率の期末値及び期中平均値	46
	(2) 経常利益	30	8 リスク管理の体制	12
	(3) 当期剰余金	30	9 法令遵守の体制	15
	(4) 出資金及び出資口数	30	10 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
	(5) 純資産額	30	(1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表、剰余金処分計算書	31 ~ 32
	(6) 総資産額	30	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	44
	(7) 貯金等残高	30	① 破綻先債権に該当する貸出金	
	(8) 貸出金残高	30	② 延滞債権に該当する貸出金	
	(9) 有価証券残高	30	③ 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
	(10) 単体自己資本比率	30	④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
	(11) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額	30	(3) 自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況	49
	(12) 職員数	30	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
7	直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項		① 有価証券	43
	【主要な業務の状況を示す指標】		② 金銭の信託	43
	(1) 事業粗利益及び事業粗利益率	45	③ 金融先物取引等(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等)	
	(2) 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	46	④ 金融等デリバティブ取引(法第10条第13号に規定する金融等デリバティブ取引)	
	(3) 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	46	⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引(法第10条第6項第15号に規定する有価証券店頭デリバティブ取引)	
	(4) 受取利息及び支払利息の増減	46	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
	(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	58	(6) 貸出金償却の額	54
	(6) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	58		
	【貯金に関する指標】			
	(1) 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	40		
	(2) 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	40		
	【貸出金等に関する指標】			
	(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	40		
	(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	40		
	(3) 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	41		
	(4) 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	41		

※ 当JA埼玉ひびきのは、信託業務を行っておりませんので、信託に関する事項は削除しています。

ディスクロージャーとは....

ディスクロージャーとは、企業の信頼性を増し、出資者（組合員）をはじめ一般の方々にも安心して事業をご利用いただくために、財務内容や経営内容を公開することです。

JAにおいても、信用事業等の業務範囲の拡大に伴い、経営や財務に関する情報の開示を通じ、JAの運営の健全性をご判断いただくために、ここにディスクローズいたします。

この冊子が、JAの事業内容や経営・財務内容をより深くご理解いただく糧となるとともに、みなさま方とJAとのパイプ役となりお役に立つことを願っております。

本ディスクロージャーについてのお問い合わせは
JA埼玉ひびきの 総務課
TEL.0495-24-7677
Eメールアドレス：
soumu@hibiki.st-ja.or.jp
ホームページアドレス
<http://www.ja-hibikino.jp/>

2007年 DISCLOSURE

平成19年7月制作

JA埼玉ひびきの（埼玉ひびきの農業協同組合）

〒367-0055 本庄市若泉 1丁目11番27号

TEL.0495-24-7711（代表）

【JA埼玉ひびきの】ホームページ

<http://www.ja-hibikino.jp/>